

官報

号 外
国会会議録

令和七年八月十五日

○第二百十八回 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

一、八月八日、内閣から、衆議院議員吉川里奈君提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員松尾明弘君提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員山井和則君提出歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員櫻井周君提出パレスチナ国家承認に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員櫻井周君提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員緒方林太郎君提出日中間の文書に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員緒方林太郎君提出報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員田村貴昭君提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員山崎誠君提出六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員山崎誠君提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員櫻井周君提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員たがや亮君提出皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員中谷一馬君提出政権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員中谷一馬君提出参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員中谷一馬君提出外国勢力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員鈴木敦君提出政見放送の情報アクセシビリティに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員山川仁君提出日米、核使用シナリオ報道に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月八日、内閣から、衆議院議員松原仁君提出外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和七年八月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、八月十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉川里奈君提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松尾明弘君提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出パレスチナ国家承認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出日中間の文書に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎君提出報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員田村貴昭君提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山崎誠君提出六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に

衆議院議員山崎誠君提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周君提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員たがや亮君提出皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬君提出政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬君提出外国勢力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木敦君提出政見放送の情報アクセシビリティに関する質問に対する答弁書
衆議院議員山川仁君提出日米、核使用シナリオ報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問に対する答弁書

令和七年八月一日提出
質問 第一号
瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問主意書

提出者 吉川 里奈
瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問主意書

令和七年七月二十五日付の産経新聞は、山口県・笠佐島において、平成二十九年から三十年にかけて複数の中国人が土地を取得し、林道整備や電柱の敷設が進められていると報じた（以下、「本件報道」という）。同様の事例は他地域にも及んでおり、令和三年には沖縄県の無人島・屋那覇島の約半分が中国系企業に取得され、地元自治体には自然環境や安全保障への懸念が寄せられた事例も報告されている。
本件報道によれば、周防大島や広島市沖の離島

でも、別荘目的の土地購入が増加しており、中国本土から東京・大阪の中国系不動産業者を通じて視察や交渉が継続的に行われているという。地元では「島全体が買い占められるのでは」との不安の声が上がっている。

笠佐島は、海上自衛隊呉基地や米軍岩国基地に近接し、瀬戸内海の要衝に位置する。小型船舶による移動の容易さや、監視の困難さといった地理的・戦略的特性を踏まえれば、外国資本による土地取得は、単なる経済活動にとどまらず、国防及び主権に関わる重大な問題である。

我が国は平成六年にGATS（サービス貿易一般協定）を批准し、外国人の不動産取得を日本人と同様に認めてきた。他国の多くが居住要件や用途制限、課税強化などの規制を設けていることと比較すれば、我が国の制度は極めて寛容かつ無防備と言わざるを得ない。さらに中国では、「国家情報法」「国防動員法」などの国内法により、有事の際には国内外の自国民にも国家への協力義務が課される。このため、中国人が国外で保有する土地や施設が、中国の国家の戦略的資源として利用されるリスクは否定できない。

令和四年に全面施行された「重要土地等調査法」は、安全保障上重要な施設周辺や国境離島の利用状況等を調査するにとどまり、土地取得そのものを包括的に規制・禁止する制度ではない。機能阻害行為が認められた場合に限り、勧告や命令が可能であるが、対象範囲が極めて限定的であり、抑止力としての実効性に疑問が呈されている。

このような現状を放置すれば、我が国の領土が実質的に外国資本の影響下に置かれる懸念が一層強まる。主権と安全保障の観点から、土地取得をめぐる法制度の見直しは急務であると考える。

以上を前提に、政府に対し質問する。

一 山口県・笠佐島及びその周辺離島における中国籍個人・法人による土地取得の事実関係を政府は把握しているか。把握できていない場合、その理由は何か。

二 米国や豪州、ニュージーランドなどでは外国資本が軍事施設や国境付近の土地を取得する際、事前審査や承認制を導入し、安全保障上の懸念があれば取引を差し止める制度を有している。我が国においても、こうした制度を整備すべきではないか。政府の認識と方針を示されたい。

三 無人島や離島が外国資本に売却される場合、取引前に地元自治体や住民が情報を把握し意見を述べられる法的手段はあるか。存在しない場合、安全保障上の観点から、事前に売却を防ぐ手段がないという現状を政府はどのように評価するか。

四 外国資本による土地取得が、防衛施設等から千メートル以上離れた場所で行われ、後に安全保障上の懸念が判明した場合、現行法制の下では取引自体を無効化または制限できる制度が存在しないと考えられるが、この認識は正しいか。

五 外国資本による土地取引について、国は仲介業者や取引の流通経路をどの程度把握できているのか。重要土地等調査法にはこうした取引を継続的に把握する仕組みが存在しないと考えられるが、この認識は正しいか。正しい場合、安全保障上のリスクを評価する前提情報を十分に得られない現状を政府は問題視しないのか、その理由を明らかにされたい。

六 外国資本による我が国領土の不動産取得につ

いては、国によつては日本人が土地を自由に取得できない不均衡な状況が存在する。こうした不均衡を是正するために、二国間条約や国内法改正を通じて、相互主義の考え方を導入し、相手国の規制水準に応じて同等の制限を課すことは可能か。政府の見解を示されたい。

七 中国の「国家情報法」「国防動員法」により、海外で中国国籍者が保有する土地や施設が有事に徴用される可能性がある。政府はこの法制度の存在が我が国の安全保障環境に与える潜在的リスクについて、調査・分析を行っているか。行っていないのであれば、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第一号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員吉川里奈君提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川里奈君提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「その周辺離島」の具体的に意味するところが明らかではないが、一般に、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の三第一項第十二号、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一

項若しくは第三条の三、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項又は重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号。以下「重要土地等調査法」という。）第十三条第一項の規定に該当する場合は、これらの規定に基づき、土地等の取得等に係る必要な報告等がされることとなつていところ、御指摘の笠佐島における取得及び中国国籍者による取得を含め、当該報告等に基づき、土地取得の状況を把握することとしている。

二及び六について

六でお尋ねの「国によつては日本人が土地を自由に取得できない不均衡な状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「外国資本」による土地取得を規制する制度については、例えば、令和二年十一月九日の第一回国土利用の実態把握等に関する有識者会議において、「外国資本等の定義は難しく、仮に、外国資本等だけを対象にすると、いわゆるダミー会社等を捕捉できないおそれもある」という意見が示されており、同年十二月二十四日に同会議で取りまとめられた「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について 提言」においても「新しい立法措置を講ずる場合には、内外無差別の原則を前提とすべきである」とされているところ、これらの意見等も踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「外国資本」に土地が売却されることを理由としたお尋

ねのような「取引前に地元自治体や住民が情報を把握し意見を述べられる」法律上の制度があるとは承知していない。

後段のお尋ねについては、我が国の安全保障等に寄与することを目的として、重要土地等調査法第五条第一項に規定する注視区域においては、重要土地等調査法第六条に規定する土地等利用状況調査を実施し、土地及び建物（以下「土地等」という。）の所有及び利用状況の実態把握を行うとともに、当該土地等が、重要土地等調査法第二条第二項に規定する重要施設と同条第四項に規定する施設機能又は同条第三項に規定する国境離島等の同条第五項に規定する離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止することに対応している。

四について

お尋ねの「外国資本による土地取得が、防衛施設等から千メートル以上離れた場所で行われ、後に安全保障上の懸念が判明した場合、現行法制の下では取引自体を無効化または制限できる制度」については、政府としては把握していない。

五について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「取引の流通経路」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、「外国資本による土地取引」については、御指摘の「仲介業者」も含めて網羅的な把握はしていない。

中段及び後段のお尋ねについては、「取引を継続的に把握する仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、重要土地等調査法第五条第一項に規定する注視区域にお

いては、必要に応じて、重要土地等調査法第六条に規定する土地等利用状況調査を実施し、土地等の所有及び利用状況の実態把握を行っている。
七について

お尋ねの「我が国の安全保障環境に与える潜在的リスク」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、重要土地等調査法第五条第一項に規定する注視区域においては、我が国の安全保障等に寄与する観点から、重要土地等調査法第六条に規定する土地等利用状況調査を実施し、中国国籍者も含めた、土地等の所有及び利用状況の実態把握を行っている。

令和七年八月一日提出
質問 第二一 号

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問主意書

提出者 松尾 明弘

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問主意書

出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）は、令和七年五月二十三日に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）を公表した。しかしながら、入管庁の公表した資料はわずか二頁のみであり、ゼロプランの対象の定義や範囲についての詳細な説明はなく、運用の透明性に疑義がある。以下、ゼロプランに関して質問する。

一 ゼロプランにおいては、「ルールを守らない外国人」が国民の不安の原因であり、「速やかに

我が国から退去させる」とこととされている。

1 「ルール」とは、法律に定められた行為義務・遵守事項のことを指すのか、それとも広く社会規範・慣習・行政上の基準などを含むのか、具体的な定義を示されたい。

2 「ルールを守らない」とは、誰がどのように判断するのか。判断する主体及びその基準・要件を具体的に示されたい。

3 2の判断の結果は、ゼロプラン策定以降の入管庁の運用において、行政処分・退去強制手続にどのように影響することとなるのか。政府の見解を示されたい。

4 1から3までの内容及び運用状況は、速やかに公表すべきと考えるが、公表の予定の有無について伺う。また、公表するとすれば、いつ、どのように公表するのか。

二 ゼロプランの前提となる「国民の間で不安が高まっている」状況とは、どのような根拠に基づくものか。具体的な世論調査、事件統計、報道分析などの有無及び内容を明らかにされた

三 ゼロプランは、「誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め」ルールを守らない外国人を対象とするとしているが、その範囲が必ずしも明らかではない。

1 「誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者」の他にどのような種類の外国人が対象になるのか、具体例を示されたい。

2 令和六年末時点で明らかに誤用・濫用的な案件として振り分けられた「B案件」の件数は八十件である（参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（内閣参質二一七第一九一号））

が、初回申請者であっても「誤用・濫用的」として「B案件」に振り分けられるのか。振り分けられるとすれば、八十件のうち初回申請者による申請は何件か。また、再申請、再々申請等申請回数別の件数についても併せて示されたい。

3 「B案件」の類型化の具体的な基準と基準策定の根拠を示されたい。特に、類型化の前提となる出身国情報等の公開状況について説明されたい。

4 三回の難民不認定処分を受けながらも、裁判で難民と認められたケースがあることから、B案件を類型化しても、「B案件」に該当するとされる者に対する適正手続が保障される必要性に変わりはない。運用変更後の申請者の反証機会の有無及び手続について明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第二号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松尾明弘君提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員松尾明弘君提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対する答弁書

一について

令和七年五月に出入国在留管理庁が取りまとめた「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼ

ロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）は、「不法滞在者ゼロを目指すものであり、「不法滞在者」とは、我が国に、法令に違反して滞在している外国人をいうところ、御指摘の「速やかに我が国から退去させる」とこととされている「ルールを守らない外国人」とは、不法滞在者を指すものである。

また、ゼロプランにおいては、「退去強制が確定した外国人のうち、令和五年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となつた者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する」としているところ、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第二十四条各号に掲げる退去強制事由に該当するか否かについては、入国審査官等が判断するものであり、その判断の結果を踏まえ、お尋ねの「行政処分・退去強制手続」を行うこととなる。

さらに、ゼロプランにおいて、「不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）」として掲げている「護送官付き国費送還等に係る数値については、今後も公表することを考えている。

二について

お尋ねの「国民の間で不安が高まっている」状況に関する認識の根拠については、令和七年五月二十七日の参議院法務委員会において、鈴木法務大臣が「様々な場所でもルール守らない外国人に係る報道、そういったことがある中で、まさに国民の皆様方の間で不安が強まっている、そういった状況ということを受けまして、まさにそうした外国人への対応、これは強く求

められている、そうした認識を私どもとしても持ってきたところであります。」と答弁している
とおりである。

三の1について

ゼロプランにおいては、「不法滞在者ゼロを
目指すこと」としているところ、「不法滞在者」
には、例えば、不法残留者が含まれる。

三の2について

御指摘の「誤用・濫用的な案件」については、

「難民認定等事務取扱要領」(平成十七年五月十
三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国
管理局長通知別添)において、「再申請案件のうち」
「新たな迫害事情を主張していないもの」及び
「新たな迫害事情が、B案件に該当する事情
であるもの」は「C案件」に振り分けることとし
ており、「B案件」に該当する案件はいずれもお
尋ねの「初回申請者」によるものである。

三の3について

前段のお尋ねについては、出入国在留管理庁
において、ゼロプランを踏まえ、「誤用・濫用
的な難民認定申請」の抑制を図るため、「B案
件」を類型化し、地方出入国在留管理局及び地
方出入国在留管理局支局における振り分けの基
準として活用することとしているところ、お尋
ねの「具体的基準」については、その策定過程を
含め、これを明らかにすると、難民認定等に係
る審査の事務に支障を及ぼすおそれがあること
から、お答えすることは差し控えたい。

後段のお尋ねについては、「出身国情報の一
部について、「類型化の前提となる」ものである
か否かにかかわらず、同庁のホームページにお
いて、諸外国の政府機関の報告及び同庁が収集
し整理した「国別の主な申立てに係る出身国情

報」を公表している。

三の4について

難民不認定処分を受けた者については、お尋
ねの「B案件」に該当するとされる者であるか
否かにかかわらず、その処分に不服があれば、
審査請求(入管法第六十一条の十二第二項
の審査請求をいう。)を行ったり、行政訴訟を提
起したりすることが可能であり、御指摘のよう
に「適正手続が保障される」と考えている。

令和七年八月一日提出
質 問 第 三 号

歯科医療機関への物価高騰やデジタルラン
スフォーメーション対応支援等に関する質問
主意書

提出者 山井 和則

歯科医療機関への物価高騰やデジタルトラ
ンスフォーメーション対応支援等に関する
質問主意書

一 歯科診療におけるパラジウム合金の価格高騰
への対応について、現行の診療報酬への反映を
どのように考えていますか。また、今後の改定
で適正な評価を行う予定についての見解を示し
て下さい。

二 最低賃金の時給千五百円への引上げが、特に
小規模な開業医に与える経営への影響を政府は
どのように認識していますか。増加する人件費
に対して、医療機関の持続的な経営を可能にす
るための診療報酬の大幅な引上げ等の、具体的
な支援策を講じる予定はありますか。

三 医療機関のデジタルトランスフォーメーショ
ンが推進される中で、地方厚生局への各種届出

に対するオンライン確認義務化など、医療機関
側にデジタル化への対応が求められています。

一方で、これに対応できない高齢の医師が多
く、閉院を選択する医療機関も存在します。政
府は、デジタル化に対応できない高齢医師への
支援策をどのように考えていますか。また、一
部の高齢医師のために、アナログ文書での手続
を一定期間併用するなど、柔軟な対応を検討す
る余地はありませんか。

四 保険診療の受診について、資格確認書の交付
がされていますが、令和八年七月までの暫定的
な運用とされています。停電やマイナ保険証の
認証機器の不具合に備え、令和八年八月以降
も、資格確認書による受診をできるようにすべ
きと考えますが、政府の見解を示して下さい。
右質問する。

内閣衆質二一八第三号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山井和則君提出歯科医療機関への物
価高騰やデジタルトランスフォーメーション対
応支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出歯科医療機関へ
の物価高騰やデジタルトランスフォーメー
ション対応支援等に関する質問に対する答
弁書

一について

御指摘の「パラジウム合金」を含む歯科用貴金
属の素材(以下「素材」という。)に含まれる金等

の価格は変動しやすいことから、素材に係る特
定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基
準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)に
定める価格(以下「告示価格」という。)について
は、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の
基準について」(令和六年二月十四日付け保発〇
二二四第三号厚生労働省保険局長通知)に基づ
き、慣例的におおむね二年に一度実施している
診療報酬改定に加えて、三箇月ごとに、市場価
格を踏まえた改定を行うこととしており、具体
的には、中央社会保険医療協議会において、御
指摘の「価格高騰」も反映されたその時点の市場
価格を踏まえながら、告示価格の評価を行い、
その上で改定を行っているものであり、引き続
き、適正な評価及び改定を行ってまいりたい。

二の前段について

お尋ねについては、御指摘の「小規模な開業
医」が経営する診療所をはじめとした医療機関
の経営状況は様々であり、また、雇用される労
働者の賃金の状況も医療機関によって様々であ
ることから、一概にお答えすることは困難であ
るが、引き続き、医療機関の経営状況について
は、適切に把握してまいりたい。

二の後段について

お尋ねについては、「経済財政運営と改革の
基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決
定)において、「社会保障関係費については、医
療・・・の現場の厳しい現状・・・を踏ま
え、・・・二千二十五年春季労使交渉における
力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影
響等について、経営の安定や現場で働く幅広い
職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的
確な対応を行う。具体的には、高齢化による増

加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」及び「医療・・・等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため・・・次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、・・・的確な対応を行う。このため、二十四年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、二千二十五年末までに結論が得られるよう検討する」としており、これに基づき、適切に検討してまいりたい。

三について

御指摘の「オンライン確認」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「地方厚生局への各種届出」については、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について（令和四年三月三十一日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、「保険医療機関等から地方厚生（支）局への・・・電子申請を行うことが可能となります」等と示しているところ、御指摘の「オンライン」での届出を「義務化」していないため、これを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。なお、診療報酬請求書のオンライン請求に関しては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和五年十二月二十六日付け保発一二二六第四号厚生労働省保険局長通知）」において、「レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・薬局及び保険医療機関である

診療所・保険薬局のうち電子請求の義務化時点において常勤の保険医・保険薬剤師の年齢が六十五歳以上であるものであつてその旨を期日までに届け出たものは、書面による請求を行うことができるとされている」、「令和六年三月まで書面による請求を行ってきた保険医療機関・薬局については、あらかじめ、審査支払機関に対して、書面による請求が認められることとなつた当初の要件に合致している旨の届出を行った場合に、引き続き、書面による請求を行うことができる」等と示しているところである。

通知書」を提示する方法や、同項第二号の規定に基づき、「個人番号カード」とともに「情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの」を提示する方法等による受診が可能である。また、御指摘の「令和八年七月までの暫定的な運用」に関しては、後期高齢者については、「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」令和七年四月三日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）において、「令和八年八月の年次更新までの間の暫定的な運用として、・・・マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする」としているところ、その趣旨等は、令和七年六月十八日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「後期高齢者の方につきましては、新たな機器の取扱いに不慣れであるなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと考えられますことなどを踏まえまして、来年七月末までは、マイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで資格確認書を交付することとしたしました。その上で、来年夏におけます後期高齢者の方々への資格確認書の職権交付については、・・・今後、後期高齢者におけますマイナ保険証の利用の状況であったり、また、今年の夏に保険証の有効期限を迎えます多くの国民健康保険におけるマイナ保険証への移行状況・・・などを踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております」と答弁したとおりである。

令和七年八月一日提出
質問 第四号
パレスチナ国家承認に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

パレスチナ国家承認に関する質問主意書
七月二十九日、イギリスのスターマー首相は条件付きで本年九月の国連総会までにパレスチナを国家として承認すると発表した。また、三十日にはカナダのカーニー首相も同様にパレスチナを国家承認する意向を表明している。さらに、これに先立つ七月二十四日にはフランスのマクロン大統領がパレスチナを国家承認することを表明している。イスラエル軍によるガザ地区侵攻が長引き、日々人道状況が悪化している状況に鑑み、以下のとおり質問する。

一 現在、日本政府はパレスチナを国家として承認していないが、その理由は何か。

二 フランスとサウジアラビアの呼びかけにより七月二十八日からパレスチナ問題の平和的解決及び二国家解決の実現のためのハイレベル国際会議が開催された。日本政府を代表して同会議に出席した上村中東和平担当特使はパレスチナの国家承認に関し適切な時期も含めて包括的に判断したい旨の発言をしたとされている。日本政府の考える「適切な時期」とはいつか、明らかにされたい。

三 フランス、イギリス、カナダがパレスチナを国家承認するのは、イスラエルによる非人道的なガザ地区侵攻を一刻も早く停止させるための方策であると考えられる。将来的には国家承認を行う用意があるとされ、パレスチナ和平に関し独自の役割を果たしてきた日本政府において

も、これら主要国とともにパレスチナを国家承認することがパレスチナ和平を進めることにつながると思うが、政府の見解を明らかにされたい。

四 イスラエル軍によるガザ地区の民間人の大量殺りくや食糧不足による同地区住民の深刻な飢餓など現下のガザ地区の人道状況を改善させるために日本が独自に果たすことのできる役割はどのようなものか。政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質二一八第四号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出パレスチナ国家承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出パレスチナ国家承認に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年八月一日の記者会見において、岩屋外務大臣が「我が国としては、和平の進展を後押しするという観点から、パレスチナの国家承認について、その適切な時期や在り方も含めて、引き続き、総合的な検討を行っていききたいと考えております。」と述べたとおりである。

二について

お尋ねの「適切な時期」については、一について述べたとおり、引き続き、総合的な検討を

行っていく考えであるため、具体的な時期をお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（令和六年六月二十八日内閣衆質二二三第一八九号）二についてで「我が国としては、イスラエル・パレスチナ間の紛争については、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しており、累次の国際連合安全保障理事会の決議、これまでの当事者間の合意等に基づき、当事者間の交渉により解決されるべきとの立場」であると述べたとおりであり、かかる我が国の立場については、イスラエル及びパレスチナを始めとする関係者に対して明確に伝えていく考えである。

四について

今般のイスラエルによる行動については、事実関係の十分な把握が困難であるが、お尋ねの「日本が独自に果たすことのできる役割」については、令和七年三月二十五日の記者会見において、岩屋外務大臣が「我が国は、これ以上一般市民の死傷者が出ないように、イスラエルを含む全ての当事者に対して、国際人道法を含む国際法を遵守するよう、強く求めてまいります。引き続き、関係国・国際機関と緊密に意思疎通を行いまして、ガザの人道状況の改善、復興及び統治に関する国際的な努力に積極的に関与するとともに、二国家解決及び長期的な地域の平和と安定の確立に向けた外交努力を重ねてまいります。」と述べたとおりである。

令和七年八月一日提出
質問 第五号

大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問主意書

二〇二五年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という）会場内の海外パビリオンの建設工事の請負代金（以下、「工事代金」という）の未払いが発生している。工事代金の支払いの問題は、基本的には契約上の債権債務に関するものであり、当事者間による解決が原則とされる一方、大阪・関西万博は、政府、大阪府、大阪市および博覧会協会が主導して進めているものであり、石破茂内閣総理大臣も本年一月二十四日の施政方針演説で大阪・関西万博について「政府として最大限の力を尽くします」と述べていることから、この工事代金未払い問題について無関係ではありえない。そこで以下のとおり質問する。

一 大阪・関西万博の海外パビリオン工事代金に關し、未払いの問題が発生しているのは何ヶ国のパビリオンか、また具体的な国名は何か、未払いとなっている下請負事業者は何か、未払いとなっている金額はいかほどか、それぞれ政府の把握しているところを明らかにされたい。

二 工事代金の支払遅延は建設業法に抵触するものであり、行政機関が工事代金未払いの元請負人に対し支払いを行うよう勧奨すべきと考えますが、政府の見解はどのようなものか。

三 今回の工事代金未払いは典型的な「下請けいじめ」と考えられるが、これまでさまざまな下

請けいじめ防止策を講じてきた政府として工事代金未払いが発生した原因はどのようなものがあると考えるか、またその再発防止策はどのようなものを考えるか。

四 大阪・関西万博の会場建設工事の困難さや建設工事費の高騰の原因として、会場である夢洲が廃棄物処理場であったことによる地盤の軟弱性や土壌汚染があげられるところ、夢洲を会場とした政府、大阪府および大阪市にも工事代金未払い問題の責任の一端があると考えますが、政府の見解はどのようなものか。

五 昨今の物価高騰、資材価格高騰、人手不足は大阪・関西万博の会場建設工事にも少なからぬ影響を及ぼしたものと承知している。工事代金未払いとなっている下請負人の事業者はその事業の継続が困難となっているものも少なくないことから、行政による立替払いや無利子融資などの救済策を緊急に講じる必要があると考えますが、政府の見解はどのようなものか。

六 そもそも大阪・関西万博の海外パビリオンの建設工事は契約段階からその遅れが指摘されてきた。二〇二三年八月三十一日に開催の大阪・関西万博に関する関係者会合において国際博覧会担当大臣は「海外パビリオンの建設の遅れについては、先ほど説明したとおり、参加国と建設事業者との調整を進めます」と発言し、また、大阪府知事は「海外パビリオンの建設の促進について、これは、地元の中小企業の建設事業者、設備事業者の協力も非常に重要だと思っています。大阪において、八月三日に、府内の関係団体にこの協力要請の文書を発出いたしました。また、九日には、私自身も、定例会見で呼びかけをいたしました。また、二十四日に

は、関西広域連合におきまして、関西の知事・市長に対して同様の協力要請を行ったところでもあります。さらに、加えまして、本日ですが、私と市長とで、また、協会も一体となりまして、地元の建設業界の皆さんと懇談会の場を設けました。海外パビリオンの建設促進への協力について、働きかけを直接行いました」と発言するなど、政府、大阪府など行政機関が建設事業者と協力を要請した経緯があるところ、一般的な工事代金未払いについては政府および大阪府にも小さからぬ責任があると考えるが、この責任をどのように果たすのか。政府の見解を明らかにされたい。

二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)及び経済産業省を含めた関係行政機関に対し、請負事業者等から、アンゴラ、インド、ウズベキスタン、セルビア、タイ、中国、ドイツ、米国、ポーランド、マルタ及びルーマニアの合計十一箇国の「海外パビリオン工事代金」の支払についての相談があったものと承知している。

内閣衆質二一八第五号
令和七年八月十五日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「海外パビリオン工事代金」の「未払いの問題」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、政府は、御指摘の「海外パビリオンの建設工事」に係る個別の契約の当事者ではないため、お尋ねについて、政府としてお答えする立場にない。なお、公益社団法人二〇

お尋ねの「工事代金未払い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、建設工事の請負代金の支払については、「建設業法令遵守ガイドライン(第十一版)」「平成十九年六月国土交通省策定(最終改定 令和六年十二月)」において、「下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければならない」としており、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項に基づき建設業の許可を行う国土交通大臣及び都道府県知事は、契約の当事者間で契約内容についての見解に相違がある場合には、同法等に基づき当事者間で解決に向けた必要な措置をとるよう促すこととしている。

三について

御指摘の「下請けいじめ」、「下請けいじめ防止策」及び「工事代金未払い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「発生した原因」については、個別具体的な事情によるものであるが、その上で、一般論として申し上げれば、国土交通省において、請負契約の適正化について、元請下請間の取引の適正化を図るため、「建設業法令遵守ガイドライ

ン(第十一版)」の策定や「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(令和七年八月一日付付国不建推第十九号・国不建振第八十七号・国官参建第四十二号国土交通省不動産・建設経済局長通知)」等の通知の発出等を通じて周知している。また、建設業法に違反する行為が確認された場合は、建設業の許可を行う国土交通大臣及び都道府県知事において、必要な指導監督を行っているところである。

四及び六について

御指摘の「工事代金未払い」及び「政府、大阪府など行政機関が建設業者に協力を要請」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「海外パビリオンの建設工事」は、令和七年四月十三日から開催されている国際博覧会の参加国がその責任において元請事業者を選定し、元請事業者と下請事業者との間で、御指摘の「夢洲を会場とした」ことを前提として、工期、金額、作業内容などの条件について合意した上で実施されたものであるため、「海外パビリオン」の「工事代金」について、政府としてお尋ねの「責任」があるとは考えておらず、また、お尋ねの「大阪府」及び「大阪市」についてはお答えする立場にない。

五について

御指摘の「大阪・関西万博の会場建設工事」に係る個別の契約の問題については、一義的には当事者間で解決がなされるべきものであり、また個別の契約によつて性質が異なるものであるため、お尋ねの「行政による立替払いや無利子融資」の実施の要否については、一概にお答えすることは困難であるが、その上で、政府とし

て、博覧会協会及び大阪府を含めた関係行政機関と一体となつて、請負事業者等から相談を受け付ける体制を整備し、「大阪・関西万博の会場建設工事」に係る個別の契約の問題解決に向けて後押ししていく。

令和七年八月一日提出
質問 第六号

インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問主意書
インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫しており、選挙の公正を害するおそれが高まっている。こうした状況に対しては公職選挙法第二百三十五条に定める虚偽事項公表罪の規定で対処することができるとされているものの、実際にこの規定が適用される事案は多くはなく、その実効性に疑問が呈されている。そこで以下のとおり質問する。

一 インターネット上で公職の候補者に関する虚偽事項を公表した場合について、公職選挙法第二百三十五条第一項に定める「当選を得又は得させる目的」、同条第二項に定める「当選を得させない目的」はどのように判断されるのか、政府の把握しているところを明らかにされたい。
二 インターネット上で公職の候補者に関する虚偽事項を公表した場合、当該事項を発信した者のほか、SNS等でシェア、リツイートした者も責任を負うこととなるのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 インターネット上で公職の候補者に関する虚偽事項を公表した場合、プロバイダが当該事項を虚偽の情報と知っていた場合には情報流通プラットフォーム対処法上の免責規定の適用はないとの理解でよいのか。政府の見解を明らかにしたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第六号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対する答弁書

一について

一般論として、御指摘の「当選を得又は得させる目的」については、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者自らが当選を得る目的又は行為の主体にかかわらず公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の当選を得させる目的と解されており、「当選を得させない目的」については、行為の主体にかかわらず公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者の当選を得させない目的と解されており、「インターネット上で公職の候補者に関する虚偽事項を公表した場合」においても、このような考え方に基つき、個別具体の事実在即し

て判断されるべきものと考ええる。

二について

お尋ねの「責任を負うこととなる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「SNS等でシェア、リツイートした者」が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百三十五条第一項又は第二項の規定に該当するか否かについては、個別具体の事実在即して判断されるべきものであり、一概に答えすることは困難である。

三について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「責任」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第三条第一項においては、「特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。」と規定されている。後段のお尋ねについては、同項第一号においては、「当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。」と規定され、同項第二号においては、「当該関係役務提

供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。」と規定されているところ、お尋ねの「プロバイダが当該事項を虚偽の情報と知っていた場合」が同項各号のいずれかに該当するか否かについては、個別具体の事実在即して判断されるべきものであり、一概に答えすることは困難である。

令和七年八月一日提出
質問 第七号

日中間の文書に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

日中間の文書に関する質問主意書

一 日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明に関し

1 第一項における「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態」はいつ始まったと考えているか。

2 第二項における「中国」の地理的範囲は何処か。

3 第三項において、日本国政府は「ボツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」とあり、「ボツダム宣言第八項」には「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」とある。そして、カイロ宣言には「右同盟国ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本國ヲ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト並ニ滿洲、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國ヲ清國人ヨリ

盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ」とある。

ア 我が国として、カイロ宣言の条項は履行されたと考えているか。

イ 我が国は、「滿洲、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國ヲ清國人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還」したのか。

ウ カイロ宣言にある「中華民國」は現在台湾に存在する「中華民國」を指すのか、それとも国家承継が行われた後継国が存在するの

二 平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言に関し
同宣言には「日本側は、日本が日中共同声明の中で表明した台湾問題に関する立場を引き続き遵守し、改めて中国は一つであるとの認識を表明する。」とある。

1 「改めて」という表現があるが、日中共同声明が発出された後、同宣言を発出するまでの間に、「中国は一つであるとの認識」を表明したことはあるのか。

2 一つである中国の領土の地理的範囲は何処か。
3 一つである中国における合法政府とは何か。

三 政府統一見解について

昭和四十七年十一月八日衆議院予算委員会において、大平外務大臣は政府統一見解として「わが国は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するとの立場をとっております。したがって、中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題は、基本的には、中国の

国内問題であると考えます。わが国としては、この問題が当事者間で平和的に解決されることを希望するものであり、かつ、この問題が武力紛争に発展する現実の可能性はないと考えております。」と述べている。

1 現在、中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題が武力紛争に発展する現実の可能性はない、と考えているか。

2 「基本的には」とあるのは、当事者間で平和的に解決されないのであれば、中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題は、中国の国内問題とは言えない、ということの意味しているのか。

右質問する。

内閣衆質二一八第七号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石 破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出日中間の文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出日中間の文書に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、昭和五十三年三月二十三日の衆議院内閣委員会において、中江外務省アジア局長(当時)が「日本と中国とが戦争状態にありまして、この戦争について最初に、一九四五年の九月二日に休戦に合意いたしました。つまりポツダム宣言を受諾いたしましたして、日本が全面降伏いたしました。これは一九四五年でこ

ざいまして、その九月二日に休戦する。・・・その時点での中国というのは、いまの政府ではない政府によって代表されていた中国でございまして、この一九四五年に全面降伏しましたときの戦争の相手である、当時中華民国ということとで戦争状態にあったわけですが、この中国を代表する中華民国政府との間に講和の話が進みまして、締結されたのが一九五二年でございまして、いま私どもが国交正常化をいたしました中華人民共和国政府というのは一九四九年に誕生しておるわけでございます。したがって、戦争をし、休戦をいたしましたときの相手の政府との間には、一九五二年に御承知の日華平和条約というもので、これはサンフランシスコ平和条約にのつった形の平和条約を結びまして、これによって、国際法上、日本と中国との間の戦争状態を終結して、それに伴う戦後処理をいたしました・・・ところが、この日華平和条約の対象とする地域が、実際上の支配地域が非常に限定されておりましたために、実効支配の及びませんでした中国大陸との間に不正常的な状態が続いていたということが他方あったわけで、・・・そしてやがて一九七二年の国交正常化という時期を迎えます。そのときに、一体、一九五二年に日本が国際法上有効に締結し、日本国憲法に従って国会の承認も得ておつたその国際約束をどう認識するのかという問題がございまして、その点は先ほど私が申し上げましたような共同声明にありますような表現、つまり「不正常的な状態に終止符を打つ」、不正常的な状態を終了させるということで、中国大陸に一九四九年、つまり休戦後成立しました政府と

の間には、そういう表現ですべての不正常的な状態を正常なものにするということで合意が見られた」と答弁しているとおりであります。

一の2及び3のウ並びに二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国政府は、千九百七十二年に、千九百二十一年以降中国を代表する政府であった中華民国政府に代わって、千九百四十九年以降「中華人民共和国」を正式国名として使用していた中華人民共和国政府を中国を代表する政府として承認しており、国会等の場においてこうした立場について説明してきているところである。

一の3のア及びイについて

お尋ねのカイロ宣言は、連合国による政策の宣言であり、我が国は当事者ではないが、ポツダム宣言第八項には「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク」とあると承知しており、我が国はポツダム宣言を受諾している。

なお、我が国は、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)第二条(b)に従い、台湾及び澎湖諸島に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄している。

三について

台湾に関する我が国の立場は一の1について、一の2及び3のウ並びに二について及び一の3のア及びイについてでお答えしているとおりでありますが、いずれにせよ、台湾海峡の平和と安定は、我が国の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要であり、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが我が国の一貫した立場である。

令和七年八月一日提出
質 問 第 八 号

報道に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

報道に関する質問主意書

平成二十六年三月二十五日の衆議院総務委員会において、次のような大臣答弁がある。

○新藤国務大臣 (略)公共放送は、法律に直接その存立の根拠を置いて設立した事業体によって、営利を目的とすることなく、受信料等を主として財源に運営されるものである。他方、民間放送は、営利を目的とする私企業により、広告収入等を財源とし、運営されるもの、こういうことであります。これはみんなが共有できると思うんです。

しかし、私は、ここではつきりさせておかなければいけないのは、第四条の番組編集準則というのがあるんですが、これは、善良な風俗を害しない、政治的に公平であること、報道は事実を曲げない、意見の対立はというものです。これは、民放も含めて放送事業者全てにかかっているわけでありまして。ですから、民間放送なら何でもよくて、NHKがというふうに言われる方が時々いるんですけども、民放といえども放送事業者というのは、放送法で独立が保障されているとともに、みずから自主的な番組基準によって公平中立な報道をしなければならぬとか、そういったことはNHKも民放も同じなんだ、こういうことを私たちはきちっと知るべきだ、このように思っているんです。(以下略)

一 公平な報道とはどのような報道か。

二 中立な報道とは、中立の語義に鑑みれば基本的には不可能だと私は思っている。あり得るとしたらどのような報道か。
右質問する。

内閣衆質二一八第八号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出報道に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年三月二十五日の衆議院総務委員会において、新藤総務大臣(当時)が「放送事業者というのは、放送法で独立が保障されているとともに、みずから自主的な番組基準によつて公平中立な報道をしなければならない」と答弁しているところ、当該「公平中立な報道」については、例えば、総務省が平成二十八年二月十二日に衆議院予算委員会に提出した「政治的公平の解釈について(政府統一見解)」において、放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第四条第一項第二号に規定する「政治的に公平であること」については、「放送法第四条第一項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たつて、政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならない

いとしている。この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たつては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」として「おり、また、当該「不偏不党」とは、一般に、いずれの主義や党派などにもくみせず、公正中立の立場をとることをいうものと承知しているところ、こうした考え方の下で用いた表現である。いずれにせよ、放送番組は、こうした考え方に沿つて、放送事業者の自主自律によつて編集されるべきものである。

令和七年八月一日提出
質問 第九号

国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問主意書

提出者 田村 貴昭

国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問主意書

二〇二四年十二月二日をもつて医療保険の保険証が廃止された。国民健康保険料(税)の滞納によつて特別療養費を給付されることとなつた世帯に属する者が、傷病で医療を受ける必要性が生じたにもかかわらず、医療機関の窓口における医療費の支払いが困難なため医療機関の受診が困難な者についての取扱いは示されていない。
そこで以下、政府に対し質問する。

一 「参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書」(平成二十一年一月二十日付け内閣参質一七一第五号)において、国民健康保

険料(税)を滞納している世帯の「世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」と考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるとされた。

1 国民健康保険料(税)を滞納している世帯の世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 前記の答弁書及びその質問主意書で引用している留意事項通知に関わつて、二〇〇八年十一月十七日の参議院決算委員会で仁比聡平委員の「今大臣がおっしゃっていたのだとおろし、医療の必要が生じていることを何か示す必要はないんだというお話で、これつまり、少し裏返しますと、市町村で、あるいはその窓口の担当者において医療の必要があるのかないのかということと判断することはそもそもできないということだと思ふんです。が、いかがですか。」という問に対して当時の舛添要一厚生労働大臣は「それはお医者さんじゃないですから分かりません。申出があれば即出すと、こういうことが趣旨でございます。」と答えている。1の申出があった場合、当該世帯主は保険料を納付することができな

い特別な事情に準ずる状況にあるとするならば、市町村の窓口では医療の必要性があるか否かについて判断をせず、その申出をもつて、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると判断すべきと考えらるかどうか。

3 市町村は、1のような場合、当該世帯が特別療養費の支給対象となつていない場合に、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができるかと考えるかどうか。

4 市町村は、1のような場合、当該世帯主が資格確認書の交付を求める場合には、特別療養費の支給する旨の記載が無い、通常の有効期限の資格確認書を交付することができると考えるかどうか。

二 一の見解を地方公共団体や医療機関に通知や事務連絡等で周知するべきと考えるかどうか。右質問する。

内閣衆質二一八第九号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員田村貴昭君提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田村貴昭君提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書

一の1について
従来、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を

改正する法律(令和五年法律第四十八号。以下「改正法」という。)による改正前の国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九条第三項及び第六項、第三十六条第一項ただし書、第五十二条第一項ただし書、第五十二条の二第一項ただし書、第五十三条第一項ただし書、第五十四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十四条の二第一項ただし書並びに第五十四条の三第一項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和六年厚生労働省令第百十九号。以下「改正省令」という。)による改正前の国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第五条の六の規定に基づき、世帯主が納期限から一年が経過するまでの間に保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給するものとし、短期被保険者証も含めた被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付していた。現在、改正法による改正後の国民健康保険法第五十四条の三第一項並びに改正省令による改正後の国民健康保険法施行規則第二十七条の四の三並びに第二十七条の五の二第一項及び第四項第六号の規定に基づき、世帯主が納期限から一年が経過するまでの間に保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給するものとし、資格確認書を交付されている者に対しては資格確認書の返還を求め、特別療養費を支給する旨	を記載した資格確認書を交付するものとしている。 その上で、お尋ねについては、従来、「被保険者資格証明書に係る政府答弁書について」(平成二十一年一月二十日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡。以下「平成二十一年事務連絡」という。)において、「世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出・・・を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができる」とするものであり、窓口での申し出がなされた場合には、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるものである」と示し、また、当該状況にあるかどうかを判断するに当たっては、平成二十一年事務連絡及び「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」(平成二十年十月三十日付け保国発第一〇三〇〇一号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第一〇三〇〇〇一号同省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「平成二十年課長通知」という。)において、「資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、・・・短期被保険者証の交付の必要性を判断するものであること」、「資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行うた上で行うこと。一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること」と等と示していたところ、この考え方については、現在の資格確認書に係る仕組みにおいても同様であり、御指摘の「申出を行った場合」には、市町村において、この考え方に沿って、「当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」かどうか判断されるものである。 一の2について 従来、市町村において、御指摘の「当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」かどうかを判断するに当たっての考え方については、一の1について述べたとおり、平成二十一年事務連絡及び平成二十年課長通知において示しているが、お尋ねの「医療の必要性があるかどうかについて判断」することは求めていなかったところであり、これについては、現在の資格確認書に係る仕組みにおいても同様であり、いずれにせよ、御指摘の「1の申出があった場合」には、市町村において、当該状況にあるかどうか判断されるものである。 一の3について お尋ねについて、市町村において、一の1で御指摘の「当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」と判断される場合は、御指摘のとおり「特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うこと」となるものである。	一の4について お尋ねについて、市町村において、一の1で御指摘の「当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」と判断される場合は、特別療養費を支給する旨の記載のない資格確認書の交付により対応することが考えられ、その際、改正省令による改正後の国民健康保険法施行規則第六条第三項の規定により、資格確認書の有効期限については、交付の日から起算して五年を超えない範囲内において市町村が定めるものとされているところ、一の1について述べた考え方に沿って、従来の短期被保険者証と同様、通常よりも有効期限の短い資格確認書を交付することが望ましいものと考えている。 二について お尋ねについては、今後、その方法も含めて、適切に検討してまいりたい。	令和七年八月一日提出 質問 第一〇号 「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書 提出者 山崎 誠 「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書 平成七年(一九九五年)四月二十六日、青森県六ヶ所村の日本原燃(株)高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)一時貯蔵施設で、我が国電力会社の再処理委託で発生した、ガラス固化体が三十
--	--	--	--

年間から五十年間の貯蔵期間の約束で貯蔵が始まり、平成二十八年(二〇一六年)十月までに千八百三十本搬入され貯蔵が続いている。

貯蔵期間は、日本原燃(株)と青森県、六ヶ所村との「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(以下、安全協定という。)に規定され、同協定で管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとすると規定されている。

昭和六十二年(一九八七年)六月及び平成六年(一九九四年)六月に閣議決定された「原子力研究開発利用長期計画」(以下、原子力長計という。)で、三十年間から五十年間程度冷却のため貯蔵を行い、その後地下数百メートルより深い地層中に処分することを基本的な方針とする、としている。

さらに、平成六年(一九九四年)原子力長計では「国は、処分が適切かつ確実に行われることに對して責任を負うとともに、(中略)必要な施策を策定します」、 「処分場の建設・操業の計画は、(中略)二〇三〇年代から遅くとも二〇四〇年代半ばまでの操業開始を目途とします」とある。

また、平成六年(一九九四年)十一月十九日付、田中眞紀子科学技術庁長官から、北村正哉青森県知事へ宛てた「高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について(回答)」では、原子力長計に、「高レベル放射性廃棄物の処分に關する役割分担、手順及びスケジュールが示されており、処分方策を進めていくに当たって、国は処分が適切かつ確実に行われることに對して責任を負う」とある。

このような経緯から、先の安全協定が平成六年(一九九四年)十二月二十六日に締結され、貯蔵管

理期間及び搬出先である最終処分場の選定、確保の第一義的責任が政府にあることから、搬出期限を守る第一義的責任が政府にあることは明白である。

国は、原子力長計の規定に則り、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下、最終処分法という。)を定め、これに基づき、最終処分計画を、平成十二年(二〇〇〇年)十月、平成十七年(二〇〇五年)十月、平成二十年(二〇〇八年)三月にそれぞれ閣議決定し、最終処分場開始時期を「平成四十年代後半を目途」としたことからも、搬出期限遵守の確実な実行が、政府に求められているのは当然である。

しかしながら、第一の約束の三十年目である本年四月二十五日には、六ヶ所村施設からの搬出の計画はおろか、遅れるとの説明も国等から一切なされず、また、第二の約束である、二〇四五年四月二十五日には、最終処分場操業開始の可能性が限りなくゼロに近いにもかかわらず、国等から具体的取組方針等について青森県、六ヶ所村及び県民に對して説明がないのは、政府の責任を果たしているとは言えず、看過できない状況である。

国策である核燃料サイクル政策に協力されている青森県、六ヶ所村及び県民の安全安心が確保され国策に對する不信、不安、疑問が解消されるよう、以下質問する。

一 先に述べたとおり、昭和六十二年(一九八七年)及び平成六年(一九九四年)の原子力長計及び平成六年十一月十九日付科技庁長官から青森県知事への回答文書で「国は処分を適切かつ確実に行われることに對して責任を負う」としていることから、青森県六ヶ所村の一時貯蔵施設からの搬出期限の約束を守る第一義的責任は政

府にあると考えるが、政府の見解を示された

い。

また、政府が第一義的責任を負う以上、政府は搬出期限遵守について「事業者を指導」するだけではなく、全面的に主體的具體的に対応するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 安全協定で管理期間を規定するにあたり、日本原燃(株)は、平成六年(一九九四年)十一月十五日付、青森県知事に対する「六ヶ所村廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の管理」についての回答文書において、「弊社は、ガラス固化体を地層処分するまでの間三十年間から五十年間程度冷却のため貯蔵するとの国の方針に則り(略)ガラス固化体を三十年間から五十年間一時貯蔵管理すること」としています。さらに、各電力会社は平成六年(一九九四年)十一月十八日付、青森県知事に対する上記回答文書で「国の方針に則り、管理期間を三十年間から五十年間とし、管理期間終了時点でガラス固化体を最終的な処分に向けて同施設より搬出することとしております」としている。

日本原燃(株)及び各電力会社が管理期間を三十年間から五十年間とし、安全協定で規定したのは「国の方針に則った」とは明白であると考え、日本原燃(株)及び各電力会社の青森県知事宛の回答文書に對する政府の認識と見解を示されたい。

三 最終処分場開始時期について、平成六年(一九九四年)原子力長計では「二〇三〇年代から遅くとも二〇四〇年代半ば」とし、平成十二年(二〇〇〇年)、平成十七年(二〇〇五年)、平成二十年(二〇〇八年)の最終処分計画では「平成四

十年代後半を目途」とされている。

1 それらが、異なっている理由について政府の見解を示されたい。また、現時点で政府として目指している開始時期とその理由及びその実現の可能性について政府の見解を示されたい。

2 さらに、平成二十年(二〇〇八年)の最終処分計画では、平成二十年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成四十年前後を目途に最終処分施設建設地を選定するとされているが、これらの実現の可能性について政府の見解を示されたい。

3 最終処分場操業までに、調査、建設工事で三十年程度必要とされていることから、六ヶ所村の一時貯蔵施設からの搬出期限である二〇四五年四月までには、最終処分場操業は間に合わないと考え、政府の見解を示されたい。加えて、最終処分場操業開始が間に合わない可能性が高い状況を踏まえ、処分場以外に搬出する方策及びそのためのロードマップ策定について、政府として、主體的、具體的に期限を区切り検討すべきと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

四 経済産業大臣は、電気事業連合会に搬出時期遵守の検討を求めているが、これまでの検討内容について、政府は電気事業連合会からのような説明を受けているか、明らかにされたい。また、この検討について政府として期限を区切り、内容を具体的に示す必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 青森県の一時的貯蔵施設からの搬出期限は、二〇四五年四月二十五日であるが、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した除染土を福島

県外の最終処分場に搬出する期限は二〇四五年三月である。除染土については政府として搬出期限を法で定め、全閣僚会議でロードマップを策定し、政府が主体的全面的に取り組むことになっている。このことを踏まえれば、青森県からの搬出時期約束を守るために、政府として「貯蔵期間」「搬出期限」を法で定めるべきと考え、政府の見解と対応を示されたい。

六 最終処分法で最終処分計画を五年ごとに十年を一期とする計画を定め、公表しなければならぬと義務づけしているにもかかわらず、平成二十年(二〇〇八年)三月以降策定していないのは政府の怠慢である。

政府関係者からは、平成二十七年(二〇一五年)、令和五年(二〇二三年)に基本方針を策定しているとの説明も聞くが、基本方針には、最終処分計画に記載されている放射性廃棄物の発生見込量や最終処分開始時期及び各種調査、処分地設定スケジュール等が示されていないことから、基本方針を策定したからとして、法律で義務づけられている処分計画を策定しなくてはならないことにはならない。

1 策定してこなかった理由及び策定期間について政府の具体的対応について説明されたい。

2 最終処分法第五条で、原子力発電環境整備機構が、概要調査を実施するために実施計画を策定する必要がある、その計画は「最終処分計画に従い」と規定されていることから、平成二十年(二〇〇八年)の処分計画に代わる新たな処分計画を策定しなければ、現在、文献調査を実施している地域での概要調査への移行は困難で、処分場開始時期は更に遅れると考えるが、政府の見解と対応を示された

い。

3 処分計画で、ガラス固化体発生量及び最終処分施設の規模、調査、建設、開始時期のスケジュール等を公表することになっていることから、これらの最新の計画を国民に説明しなければ処分場に関する国民の理解、協力は進まないと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 政府はこれまで、最終処分場建設工事に、十年間程度必要と説明している。地下三百メートル以深に、約二百〇三百キロメートルのトンネルを掘る工事が十年程度で可能なのか。また、自治体によっては、住民投票等の手続が必要との声もあり、これら手続に要する時間をどのように見込んでいるのか、各々政府の見解を示されたい。

八 最終処分場に関する安全審査の基準等については、場所の地層、地質によって決定されるとの政府関係者の説明があるが、これを是とするならば、場所が決定してから基準を定め、施設の設計を行い、申請された内容について安全審査することになるため、その所要時間が極めて不透明で、処分開始時期も不透明とならざるを得ない。

1 施設の設計、申請、安全審査、認可、着工に要する期間をどのように見込んでいるのか、政府の見解を示されたい。また、現時点は三十年間程度の間のどの工程にいと見込んでいるのか、政府の認識を説明されたい。

2 最終処分場の調査、建設に三十年間程度必要と説明してきたが、既に文献調査が四年以上経ち、建設工事を十年程度と見込んでいるものの、安全審査期間及び場所によっては、

用地買収や各種開発行為許可事務手続、工事用道路等整備に要する時間等が必要になるため、「三十年間程度」とする期間を全面的に見直さねばならないと考えるが、政府の見解と対応を示されたい。

3 最終処分場の完成時期が延期を重ねている状況を踏まえれば、政府は、最終処分場が完成しない場合や最終処分の開始時期が確定しない場合を想定して、放射性廃棄物の貯蔵、搬出の計画を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

九 多くの自治体で核のゴミ拒否条例を制定され、青森県の四代にわたる知事と文獻調査が実施されている北海道、佐賀県の両知事も最終処分地を拒否しているほか、先に共同通信社が行った全国四十七知事アンケートでも、処分場受入れに賛成の知事はゼロであった。また、文獻調査実施地区に名前が上った島根県益田市長及び同県知事と長崎県対馬市長、さらには益田市に隣接する山口県萩市長が反対の意思を表明している。多くの自治体が最終処分地を拒否する理由について、政府はどのように認識しているのか、見解を示されたい。

十 これまでの原子力長計で示されてきた最終処分場開始時期や第二再処理工場、MOX燃料用再処理工場計画及びブルトニウム利用計画等の重要な原子力政策は、いまだ実現していない。

1 このことから、政府の原子力政策に対する国民の信頼が失われ、国策としての妥当性と正当性が問われていると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 最終処分場の見通しが無い中で、今後六ヶ所再処理工場の本格操業や将来、むつ中間貯蔵施設由来の再処理及び、使用済MOX燃料

の再処理も六ヶ所再処理工場を想定していることは、最終処分の用途が立たない核のゴミが、「一時貯蔵」との名目で、長期的に青森県に置かれることになり、県民の不安が募り、県政の苦悩が続く、青森県のイメージダウンを招きかねないとの県民の声があるが、これに対する政府の見解と対応を示されたい。

また、最終処分場操業の用途がつかない状況では、六ヶ所再処理工場の本格操業は見合わせるべきとの県民の声もあるが、これに対する政府の見解と対応を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第一〇号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律」に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山崎誠君提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に關する法律」に關する質問に対する答弁書

一及び二について

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵されているガラス固化体(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固型化したものをいう。以下同じ。)について、青森県及び六ヶ所村と日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が締結した「六ヶ所高レベル放射

性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」(以下「協定書」という。))において、「ガラス固化体の一時貯蔵管理」・・・の期間・・・は、それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から三十年間から五十年間とし、日本原燃は、「管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社へ搬出させるものとする。」と定められていることから、この管理期間については、協定書で示されたものであり、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を有する、実用発電用原子炉を有する十社の電気事業者(以下「電気事業者」という。))が搬出の責任を負うものと認識している。政府としては、日本原燃及び電気事業者に対し、協定書の内容を遵守するよう指導していく考えである。

三の1の前段について

お尋ねについては、原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(平成六年六月二十四日原子力委員会決定)において「処分場の建設・操業の計画は、処分場建設に至るまでに要する期間や再処理計画の進展などの今後の原子力開発利用の状況等を総合的に判断して、二千三十年代から遅くとも二十四十年代半ばまでの操業開始を目標とします。」としたところであるが、その後、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号。以下「最終処分法」という。))第四条に基づき、平成十二年、平成十七年及び平成二十年に閣議決定した、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(以下「最終処分計画」という。))において、最終処分施設建設地の選定に向けた調査や最終処分施設の建設に必要な期間を勘案し、「平成四十年代後半を目途に最終処分を開始するものとする。」と

している。

三の1の後段、2及び3の前段について

お尋ねの「現時点で政府として目指している開始時期とその理由」、「実現の可能性」、「これらの実現の可能性」及び「最終処分場操業は間に合わないと考えるが、政府の見解を示された」とについては、これまで北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村並びに佐賀県東松浦郡玄海町において、原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。))が、最終処分法に基づく文献調査を開始しており、このうち北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村については、最終処分法及び特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則(平成十二年通商産業省令第百五十一号。以下「最終処分法施行規則」という。))に基づき、機構が当該文献調査の報告書を令和六年十一月に公表し、概要調査地区の選定に向けた説明会の開催や意見募集等の手続を進めており、政府としては、可能な限り早期の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。

三の3の後段及び八の3について

最終処分施設建設地の選定に向けた調査や最終処分施設の建設に必要な期間は、政府としては、三十年間程度と示しているが、技術の進展や、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識しており、また、一及び二についてお答えしたとおり、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵されているガラス固化体の搬出については、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を有する電気事業者がその責任を負うものと認識しており、政府としては、日本原燃及び電気事業者に対

し、協定書の内容を遵守するよう指導していく考えである。

四について

お尋ねの「説明」については、令和七年四月十七日に開催した「第八回使用済燃料対策推進協議会」において、電気事業連合会から「青森県に搬入されたガラス固化体の搬出期限を遵守するために必要な具体的取組について検討する。」との説明を受けている。また、政府としては、電気事業者に対し、青森県に搬入されたガラス固化体について、御指摘の「搬出時期遵守」及び必要な取組の検討を要請している。

五について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が最も深刻な福島県においては、住民が既に過重な負担を負っていること等を踏まえ、総合的に判断した結果、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)第三条第二項等において、中間貯蔵施設に貯蔵する福島県内除去土壌等について、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」とされ、お尋ねの「貯蔵期間」及び「搬出期限」が国の責務として明記されたものと承知している。一方、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵されているガラス固化体の搬出については、発生者としての基本的な責任において、電気事業者が行うものであると認識しているところ、立法については国会において議論がされるべきものと承知しており、「法で定めるべき」か否かについては、政府としてお答えする立場にない。

六の1及び2について

お尋ねの最終処分計画を平成二十年以降「策定してこなかった理由」は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生を受け、地層処分の技術的信頼性の再評価を含めた、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策の見直しなどを行ってきたためであり、当該見直しを踏まえ、最終処分法第三条に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。))の改定を行っている。お尋ねの「策定期間」については、基本方針に即して、適切な時期に改定することを検討している。また、概要調査の実施に当たっては、最終処分法に基づき経済産業大臣が最終処分計画を改定し、概要調査地区の所在地を定めることとなっており、機構は、最終処分計画及び最終処分法第五条に基づく特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画に従い、概要調査を行うこととなるため、いずれにせよ最終処分計画を改定することとなる。

六の3について

最終処分施設建設地の選定に当たっては、基本方針や最終処分計画の内容を踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分の必要性や安全性などに對し、広く国民の理解を得ることが不可欠であることから、引き続き、全国的な説明会の開催や、新聞広告、テレビコマーシャル等を活用した広報などに取り組んでいく。
七並びに八の1及び2について
最終処分施設建設地の選定に向けた調査や最終処分施設の建設に必要な期間は、政府としては、お尋ねの「最終処分場建設工事」及び「施設設計、申請、安全審査、認可、着工」や地域

の合意形成に要する期間を見込んで三十年間程度と示しているが、技術の進展や、個々の調査地点における安全審査、地域の合意形成の在り方などの状況に応じて変わり得るものであると認識しており、一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「現時点は「三十年間程度」の間のどの工程にいと見込んでいるのか」については、現在、北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村並びに佐賀県東松浦郡玄海町において、機構が、最終処分法に基づく文献調査を開始しており、このうち北海道寿都郡寿都町及び古宇郡神恵内村については、最終処分法及び最終処分法施行規則に基づき、機構が当該文献調査の報告書を令和六年十一月に公表し、概要調査地区の選定に向けた説明会の開催や意見募集等の手続を進めている。

九について

御指摘の「多くの自治体が最終処分地を拒否している点について、政府として必ずしもその事実を把握していないが、六の3についてお答えしたとおり、最終処分施設建設地の選定に当たっては、基本方針や最終処分計画の内容を踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分の必要性や安全性などに対し、広く国民の理解を得ることが不可欠であることから、引き続き、全国的な説明会の開催や、新聞広告、テレビコマーシャル等を活用した広報などに取り組んでいく。

十の1について

お尋ねの「政府の原子力政策に対する国民の信頼が失われ」「ている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力政策の「国策としての妥当性と正当性については、「エネルギー

ギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)において、「DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。」「再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要となる。」としたとおりである。

十の2について

核燃料サイクル政策や特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策について様々な意見があることは承知しているが、六ヶ所再処理工場の竣工については、「エネルギー基本計画」において、「必ず成し遂げるべき重要課題」としており、特定放射性廃棄物の最終処分についても、「最終処分の実現に向け、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、国が前面に立ち取り組む。」こととしている。

令和七年八月一日提出
質問 第一 一 号

六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問主意書
提出者 山崎 誠

六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問主意書
国策として進められている核燃料サイクルによつて生じる廃棄物を、適切に貯蔵、処分する方法が不透明なまま、実施することは、施設を受け入れている地域の住民に不安や不信を生むもので

ある。そこで、その不透明さを解消する一助とすべく、以下質問する。

一 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験及び本格操業で発生するガラス固化体の保管期間や期限後の搬出先、搬出責任主体について、政府の認識を明らかにされたい。

二 一時貯蔵施設及び六ヶ所再処理工場におけるTRU廃棄物の貯蔵(保管)方法と安全対策、貯蔵(保管)期間、期限後の搬出先、搬出責任主体について、政府の認識を明らかにされたい。

三 電気事業連合会が、昭和五十九年(一九八四年)七月に、青森県と六ヶ所村に対して核燃料サイクル施設立地要請した際の計画内容について、日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株)は、平成二年(一九九〇年)十二月十一日付で、青森県議会総務企画常任委員会に資料を提出している。

その中で、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の対象として、①原子力発電所からの低レベル放射性固体廃棄物、②原子炉廃止措置によつて発生する低レベル放射性固体廃棄物、③当地点の他の施設から発生する低レベル放射性固体廃棄物(α廃棄物を除く)、④他の原子力施設で発生する①③と同等の低レベル放射性固体廃棄物(将来と記載されている。

1 政府は、この記載内容について把握しているか。政府の認識を示されたい。

2 現在、前記①の施設が六ヶ所村に建設され、運用されている。前記②③④の処分施設は、六ヶ所村に所在する施設がその受入れ先として選定されている状況なのか、あるいは、選定されていない状況にあるのか。政府の認識を問う。

3 前記②③④を対象とする処分施設の選定にあたり、政府と電力会社の役割分担や手続、スケジュール、操業開始時期について、政府の認識と見解を明らかにされたい。

4 前記④に記載されている「他の原子力施設名」について、その具体的な施設名を明確に示されたい。

四 原子力船むつ及び高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげん、東海再処理施設、大学等の原子力施設や研究機関で発生する放射性廃棄物の最終処分地の選定、決定及び最終処分場の建設、維持に係る国や関係機関の役割分担や手続、スケジュール、操業開始時期について、政府の認識と見解を明らかにされたい。また、これらの施設は、前記④に記載されている「他の原子力施設」に含まれているのか、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第一一 号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山崎誠君提出六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山崎誠君提出六ヶ所再処理工場
で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処
分に
関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「ガラス固化体」及び「TRU廃棄物」の「搬出責任主体」並びに「一時貯蔵施設」の意味

するとところが必ずしも明らかではないが、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)は、お尋ねの「六ヶ所再処理工場のアクティブ試験及び本格操業で発生するガラス固化体」及び「六ヶ所再処理工場におけるTRU廃棄物」について、その管理期間及び管理期間終了後の搬出先を示していないものと承知している。また、お尋ねの「TRU廃棄物」を含む放射性廃棄物は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十四条第一項の指定及び原子炉等規制法第四十四条の四第一項の変更の許可を受けた方法により、日本原燃が、種類や性状に応じて処理した上で、専用の貯蔵設備で貯蔵するものと承知している。

三について
御指摘の「資料」については、日本原燃サービス株式会社(当時)及び日本原燃産業株式会社(当時)から青森県議会に提出されたものであると承知しており、その記載内容については把握しているものの、詳細について、政府としてお答えする立場にない。

四について

お尋ねの「原子力船むつ及び高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげん、東海再処理施設、大学等の原子力施設や研究機関で発生する放射性廃棄物」のうち、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)に基づき、原子力発電環境整備機構が最終処分の実施主体とされており、政府は同機構を監督の上、可能な限り早期

の特定放射性廃棄物の最終処分の実現に向け取り組むこととしている。また、「埋設処分業務の実施に関する基本方針」(平成二十年十二月二十五日文科科学大臣及び経済産業大臣決定で埋設処分業務の対象とされている放射性廃棄物については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法平成十六年法律第百五十五号)に基づき日本原子力研究開発機構が処分の実施主体とされており、国はこの処分が円滑に進むよう積極的に支援する。ただし、スケジュール及び操業開始時期については、現時点では未定であると承知している。それ以外の放射性廃棄物については、原子炉等規制法に基づき処分が適切に行われるよう、処分の実施主体並びにお尋ねの「スケジュール」及び「操業開始時期」について、個別具体的に判断されるものと承知している。また、三で御指摘の「資料」については、日本原燃サービス株式会社(当時)及び日本原燃産業株式会社(当時)から青森県議会に提出されたものであると承知しており、その記載内容については把握しているものの、詳細について、政府としてお答えする立場にない。

令和七年八月一日提出
質問 第一 二 号
原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問主意書
提出者 山崎 誠

原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問主意書
令和七年七月二十六日、佐賀県に所在する九州電力玄海原子力発電所の敷地内で、ドローンとみ

られる飛行体(以下、ドローンという。)が三機飛行していることがわかり、九州電力は、原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護に関する情報として原子力規制庁に通報するという事象が発生した。

厳格な核物質防護態勢がとられるべき原子力発電所において、上空から敷地内へ侵入を許したことは看過できない。今後、同様の事象が生じないよう、対策を万全に期すことを目的として、以下質問する。

一 ドローンが、玄海原子力発電所の敷地内を飛行しているのを発見した経緯、発見後にそのドローンを敷地外へ排除するため、警備や警察の担当者が相応の行動をとったのかどうか、政府が把握している情報及び見解を明らかにされた

二 報道によれば、玄海原子力発電所を運用する九州電力は、今回のドローンの侵入を受けた後、「発電所の安全性に問題はない」との見解を示しているが、そのドローンの形状など詳細を把握できない中で、どのような根拠により、安全性に問題はないと判断しているのか、政府が把握している情報及び見解を示されたい。

三 今回発覚した玄海原子力発電所以外の原子力発電所並びにドローンの飛行が法律で禁じられている施設において、これまで同様の事象が生じていたことがあるか。政府の見解を示されたい。

四 原子力発電所の敷地内に上空から侵入できたことから、今後その再発を防ぐための対応が急務である。政府として、どのような対策を講ずる必要があると認識しているか。見解を問う。

五 原子力発電所への上空からの侵入を防ぐため

の措置を講ずることにより、どの程度の財政的な負担が新たに生じると考えられるか。現時点での政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質二一八第一二二号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山崎誠君提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山崎誠君提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和七年七月二十六日に、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)の玄海原子力発電所において、同発電所に勤務する警備員が飛行中の小型無人機と思われる三つの光を確認し、この事案を原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護に関する情報として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第九十一条第二項第二十六号の規定に基づき作成された緊急時対応計画に従って、九州電力は原子力規制委員会及び佐賀県警察に対して通報を行った。当該通報を受けた同県警察では、原発特別警備部隊が、同発電所の敷地周辺の上空で光を放ちながら移動する物体の動向を確認するとともに、当該物体を特定するため、同発電所の敷地及び敷地周辺において不審者の搜索等を実施

したほか、同発電所の敷地周辺の警戒警備を強化したと承知しており、適切な対応がなされたと認識している。

また、九州電力は、同発電所に勤務する警備員による同発電所の上空の監視を強化した上で、同委員会に対して、同発電所内の警報の作動状況、原子炉の温度や圧力等の施設の運転状態を監視する計器の値、モニタリングポストにより測定された放射線量等に異常がなく、同発電所構内の巡視によつて不審物等がないことを確認したとの報告を行った。

さらに、同委員会は、「原子力災害対策初動対応マニュアル」情報収集事態及び警戒事態における対応（平成二十九年十月三十日内閣府政策統括官（原子力防災担当）・原子力規制庁長官決定）に基づき、原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を、現地の緊急事態応急対策等拠点施設（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第一項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設をいう。）に原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室をそれぞれ設置し、危機管理体制を構築した上で、九州電力からこれらの報告を受けるとともに、同発電所に派遣した現地の原子力運転検査官も異常がないことを確認していることから、同発電所の安全性に影響を及ぼす異常は生じていなかったものと認識している。

三について

お尋ねの「今回発見した玄海原子力発電所以外の原子力発電所に並びにドローンの飛行が法律で禁じられている施設」の具体的な範囲が必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「同様の

事象」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第一項の規定（平成二十八年法律第九号）第十条第一項の規定に違反して対象施設（同法第二条第一項に規定する対象施設をいう。）及びその指定敷地等（同法第九条に規定する指定敷地等をいう。）の上空で小型無人機等の飛行（同法第二条第五項に規定する小型無人機等の飛行をいう。）を行った者を検挙した事例を把握している。

四について

御指摘の「原子力発電所の敷地内」への「上空」からの「侵入」については、侵入の有無を含め事実関係を確認中であるが、いずれにせよ、警察においては、原子力関連施設に原発特別警備部隊を常駐させ、原子力事業者や関係機関と連携して、侵入事案の未然防止のため、警戒警備を強化している。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等により、九州電力を含む各原子力事業者に対して、妨害破壊行為等の脅威に備えることが義務付けられているほか、警察においては、各原子力事業者に対し、小型無人機的位置を特定し、その無線通信を妨害する資機材の整備を働きかけてきており、これらを踏まえた原子力事業者による取組も侵入事案の未然防止に資するものと認識している。

五について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

令和七年八月一日提出
質問 第一一三 号

令和六年度決算における決算剰余金に関する
質問主意書

提出者 櫻井 周

令和六年度決算における決算剰余金に関する
質問主意書

二〇二五年七月二日に公表された令和六年度決算において純剰余金が二兆二千六百四十五億円と公表された。このうち、所得税の上振れが一兆九百九十六億円、消費税の上振れが六千七百八十二億円となっている。そもそも令和六年度は十一月下旬に補正予算を編成しているが、税収の上振れがこれほど巨額であるということは、財政当局の見通しが的外れであると言わざるをえない。そこで、以下のとおり質問する。

一 所得税は一月から十二月の所得に対して課税されるところ、令和六年が残すところ一ヶ月余りとなった昨年十一月下旬の時点における所得税の見積りが一兆九百九十六億円も外れた原因は何か。また、所得税収の見積りを外した責任をどのように取るのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 財務省は公式ウェブサイトにおいて消費税について「消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的であることから、社会保障の安定財源として適しています」と公表しているのとおり、消費税は安定財源であり税収の見通しが他の税目に比べて容易であるにもかかわらず、消費税収の見積りが六

千七百八十二億円も外れた原因は何か。また、消費税収の見積りを外した責任をどのように取るのか。政府の見解を明らかにされたい。

三 決算剰余金の一部は防衛費の財源に充てられることになっているが、こうした防衛財源の確保や与党からの財政出動圧力に応じるために意図的に決算剰余金が増加するよう予算を編成しているのではないか。衆質二一七第三四六号に対する答弁書に「令和五年五月九日の衆議院財務金融委員会において、住澤財務省主税局長（当時）が「税収は歳入予算の主要な構成要素でございまして、その見積りを適切に行うことは非常に重要な職務であるというふうに認識しております。」とあるように、政府において税収の見積りは非常に重要なものであると考えているが、意図的に税収の見積りを外しているのではないかと疑いの目で見られることは財政当局に対する信頼を著しく損なうこととなり、ひいては我が国の財政の健全な運営を損なうことに繋がるものとなると考えるが、その責任をどのように考えるか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第一一三 号
令和七年八月十五日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員 櫻井周君提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 石破 茂

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「税収」の見積りについては、令和六年十二月十二日の衆議院総務委員会において、細田財務省主税局国際租税総括官(当時)が「税収につきましては、年度中の景気の動向や外部の経済要因に応じて見積りから上振れたり下振れたりするところがございます」と答弁しているところである。

一の前段のお尋ねについては、御指摘の「昨年十一月下旬の時点における所得税収の見積り」とは、令和六年度の一般会計補正予算(第一号)における所得税収の見積りを指すと考えられるところ、同補正予算後の歳入予算額については、「令和六年度租税及び印紙収入補正予算の説明」(令和六年十二月財務省主税局作成)において、「給与所得に対する源泉所得税」を「令和五年度の課税実績を基礎とし、令和六年度の課税実績・・・を勘案」すること等によって見込んだものであると示している。このうち、

「令和六年度の課税実績」の勘案に当たっては、財務省が同年十一月一日に公表した「令和六年度九月末租税及び印紙収入、収入額調」の数値を踏まえており、これによれば、同年度の一般会計歳入予算額に対する同年度の「九月末累計」額の「進捗割合」は、「源泉分」と「申告分」を合わせた「所得税」で三十六・五パーセントにとどまっていた。その上で、同補正予算後の歳入予算額と同年度の一般会計歳入決算額との間に差額が生じた主な要因としては、同年度の給与所

得、配当所得、株式等の譲渡所得等に係る所得税収が見込みよりも増加したことが挙げられる。

また、二の前段のお尋ねの「消費税」における同補正予算後の歳入予算額と同年度の一般会計歳入決算額との間に差額が生じた要因については、消費税収について令和五年四月二十五日の衆議院財務金融委員会において、住澤財務省主税局長(当時)が「国内分の約半分が最後の五分税収である、三月決算法人によってもたらされるということでございます」と答弁しているところ、その「三月決算法人」の申告期限は、法人の確定申告書の提出期限の特例に係る消費税

法(昭和六十三年法律第八号)第四十五条の二第一項の規定により課税期間の末日の翌日から三月以内とすることとされていること等から六月末日等であるため、今後、同年度における消費税の申告内容について分析する必要があることから、現段階で確たることを申し上げることは困難である。

一の後段及び二の後段のお尋ねについては、同年五月九日の同委員会において、同局長(当時)が「税収は歳入予算の主要な構成要素でございますので、その見積りを適切に行うことは非常に重要な職務であるというふうに認識しております。このため、税収見積りに当たりましては、見積り時点において入手できる情報は全て活用し、その時点における経済状況や経済見通し等を踏まえて、見積精度を最大限高める努力を行っております。」と答弁し、令和六年十二月十二日の衆議院総務委員会において、細田財務省主税局国際租税総括官(当時)が「見積りにお

きましては、直近の課税実績の把握に加え、民間調査機関などからの情報収集や上場企業などへの個別ヒアリングを通じて収納見通しの把握、また、法人ごとに得られているデータを用いた繰越欠損金の影響の把握などを行い、見積りを行っているところです。税収につきましては、年度中の景気の動向や外部の経済要因に応じて見積りから上振れたり下振れたりするところがございますが、引き続き、こうした取組を進めて、見積り精度の向上に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しているとおりである。

三について

前段のお尋ねについては、令和五年五月十九日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「毎年度の予算は、これは予算編成時の見積りに基づきます歳入と歳出が見合いう形で策定をして、そして国会の議決をいただいたところであります。予算を余らせる前提で予算編成を行っているわけではありませ

ん。決算剰余金は、予算を執行していく中で、結果として生じた歳出の不用、税収や特例公債等の歳入の増減によつて金額が確定するものであります。」と答弁しているとおりである。

後段のお尋ねについては、「その責任」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「税収」の見積りに当たり、一般会計補正予算後の歳入予算額と一般会計歳入決算額との間に差額が生じることについては、一及び二について述べた同月九日の同委員会における答弁及び令和六年十二月十二日の衆議院総務委員会における答弁のとおりである。

令和七年八月一日提出
質問 第一四号

東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問主意書

東京電力福島第一原発事故により発生した汚染土壌(以下、「除去土壌」)については、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(JESCO法)」第三条第二項で「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了する」と定められ、二〇四五年が期限とされている。二〇二五年時点、中間貯蔵施設(双葉町、大熊町)における保管量は東京ドーム約十一杯分に及ぶ。

このような中、環境省は二〇二五年二月十五日まで、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」(以下、省令案等)に関する意見募集(パブリックコメント)を実施した。これに関連し、以下質問する。

一 「除去土壌」の「復興再生利用」基準について
政府は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(特措法)」第一条において、「事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的」としている。しかし、「除去土壌」の「再生利用」における放

放射性物質の濃度基準について、環境省は二〇一六年以来、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を示し、原子炉等規制法で定めるクリアランスレベル(放射性セシウム百Bq/kgを適用せず、省令案等で八千Bq/kgと定めようとしている。

この基準は、低レベル放射性廃棄物の基準の八十倍に相当し、ダブルスタンダードであると指摘されており、規制緩和を意味し、特措法の目的に反するのではないか。

二 「復興再生利用」の定義について、環境省は省令案等において、「復興再生利用」という造語を盛り込んだ。

一 環境省はこれまで、「除去土壌の再生利用」は特措法第四十一条第一項の「処分」に含まれるとの説明を行ってきたが、どのような経緯で「復興再生利用」という言葉に置き換えられたのか。

二 「復興再生利用」と「再生利用」はどのように異なるのか。

三 「復興再生利用」は「最終処分」と実際には、何がどう異なるのか。

三 「福島県外での最終処分」との整合性について JESCO法では中間貯蔵施設に保管されている除去土壌を「福島県外で最終処分を行う」と規定されている。

一 省令案等では福島県内での「復興再生利用」が可能とされている。これはJESCO法の「福島県外で最終処分」との整合性を欠くのではないか。

二 環境省が二〇一六年に策定した「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」で、「必要な規模の最終処分場の確保が困難である」として、再生利用する

考えが打ち出された。しかし、省令案等では福島県外でも福島県外の市町村が除去した汚染土を当該市町村で再生利用することが可能となった。その法的根拠はどこにあるのか。

三 福島県双葉町の伊澤史朗町長は二〇二五年二月二十四日の「原子力災害からの福島復興再生協議会」において、浅尾環境大臣と非公開で面談し、「まずは中間貯蔵された汚染土壌について福島県内で再生利用に取り組み必要がある」と発言した。「再生利用」なら、元の自治体に戻すことも含めて、県内でも良いという了承は、各自治体にどうとったのか。そして、それらは、各自治体ごとの判断によるものなのか。

四 パブリックコメントの適正性について、行政手続法では、パブリックコメントは「国の行政機関が政令や省令等を定める際に、事前に広く一般から意見を募り、行政運営の公正さと透明性を確保すること」を目的としている。しかし、省令案等のパブリックコメントは「意見募集の対象範囲や内容が分かりにくい」との指摘がある。

一 今回実施のパブリックコメントは、意見募集の内容がわかりにくいという指摘もあったが、行政手続法の趣旨に適合していたと考えらる。

二 透明性を確保するため、パブリックコメントにとどまらず、全国各地で公聴会を実施し、国民の意見を広く聴取するべきではないか。

五 住民説明と社会的影響について、環境省はこれまで、「除去土壌」の再生利用実証事業を、十分な住民説明がないまま埼玉県所沢市や東京都新宿区に進めようとし、批判を受けてきた。

一 「復興再生利用」という用語の使用によって、異論や懸念を示す者に対し復興に反対する「風評加害」とのレッテルを貼り、社会の分断を招く可能性があるのではないか。

二 二〇二五年二月十四日に開催された「放射能の拡散につながる「除去土壌の再生利用」問題に関する緊急市民公聴会」では、「復興再生利用」の定義が曖昧であるとの指摘があった。環境省はこの指摘をどのように受け止めるか。

三 国際原子力機関 IAEA の報告書では「再生利用」と「最終処分」は明確に区別すべきとされているが、環境省の認識はどうか。

六 作業員の被ばく管理について、省令案等には、作業員の被ばくを守る規定がない。

一 環境省はガイドラインを作るというが、省令案等によれば、環境省は復興再生利用の実施者であり、同時に来年度からは規制機能を省内に設置するという規制者でもある。実施者である環境省がガイドラインに違反した場合、どのような強制力をもって、実施者である環境省を取り締まるのか。

二 作業員が他の被ばく労働にも就労する場合の積算記録を誰がどう管理しうるのか。

右質問する。

内閣衆質二一八第一四号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「クリアランスレベル」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第六十一条の二第一項の規定に基づき、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして定められた基準である。他方で、復興再生利用(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。)第五十八条の四に定める復興再生利用をいう。以下同じ。)の基準における除去土壌(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第二条第四項に規定する除去土壌をいう。以下同じ。)の放射能濃度は、放射性物質汚染対処特措法第四十一条第一項の規定に基づき、復興再生利用を行う者が適切な管理の下で利用する除去土壌の放射能濃度として、放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四第一号ホの規定に基づき「事故由来放射性物質についての放射能濃度を環境大臣が定

める方法により調査した結果、復興再生利用によつて受ける一般公衆の実効線量が一年間につき一ミリシーベルト以下となるものとして環境大臣が定める放射能濃度である。このように根拠となる法律や前提となる考え方が異なるものであり、また、復興再生利用については、放射性物質汚染対処特措法第一条の目的に沿つて、当該基準の下に進めているところであり、「規制緩和を意味し、特措法の目的に反する」との御指摘は当たらない。

二の1及び2について
環境省において、従来、御指摘の「再生利用」という表現を用いていたところ、これに代わるものとして、令和六年十月二十三日の放射線審議会への諮問及び同審議会の答申を経て、放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四において、「事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化(除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。)(した除去土壌を適切な管理の下で利用すること(維持管理することを含む。))と定義した復興再生利用を規定したものであり、以降、復興再生利用という表現を用いているものである。

二の3について
復興再生利用は、一について及び二の1及び2について述べたとおり、放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四の規定に基づき実施されるものである。また、御指摘の「最終処分」は福島県内の除去土壌の最終処分と理解した上で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成十五年法律第四十四号。以下「JESCO

〇法」という。第二条第三項において、「最終処分」とは、福島県内除去土壌等について除去土壌等処理基準(放射性物質汚染対処特措法・・・第四十一条第一項の規定に基づき福島県内除去土壌等の処理に当たり従うこととされている基準をいう。・・・)に従つて行われる最終的な処分をいう。」とされており、例えば、放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の三の規定に基づき実施される埋立処分があるところ、復興再生利用については、一について述べたとおり、除去土壌の放射能濃度の基準がある一方、埋立処分については、対象となる除去土壌の放射能濃度の基準について定めがないなどの違いがある。

三の1について
御指摘の「省令案等」は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和七年環境省令第九号。以下「改正省令」という。))による改正後の放射性物質汚染対処特措法施行規則等と理解した上で、JESCO法第三条第二項の規定に基づき、福島県内の除去土壌等について「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、これは当該期間、福島県内で復興再生利用を行うことを妨げるものではないことから、「整合性を欠く」との御指摘は当たらない。

三の2について
御指摘の「省令案」は改正省令による改正後の放射性物質汚染対処特措法施行規則と理解した上で、お尋ねについては、放射性物質汚染対処特措法第四十一条第一項においては、「除去土壌の収集、運搬、保管又は処分」について、その実施地域を福島県内に限定して定めていないところ、復興再生利用を規定する放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四においても、福島県内で発生した除去土壌と福島県外で発生した除去土壌の性質が異なるものではないことも踏まえ、その実施地域を限定して定めていない。

三の3について
お尋ねについては、地方自治体の首長の発言に関することであり、また、「再生利用」なら、元の自治体に戻すことも含めて、県内でも良いという了承は、各自自治体にどうとったのか。の趣旨が明らかではないことから、お答えすることは困難である。

四の1について
令和七年一月十七日から同年二月十五日までにかけて実施した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集(パブリックコメント)については、概要資料等をお示ししつつ、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十九条第二項に規定する「具体的かつ明確な内容のもの」としており、御指摘の「行政手続法の趣旨」に即して行ったものであると考えている。

四の2について
お尋ねの趣旨が明らかではないが、御指摘の「パブリックコメント」を経て、改正省令により省令を改正し、令和七年四月一日から施行しているところ、着実に取組を進めていくこととして

ており、引き続き、必要な周知に努めてまいりたい。

五の1及び2について

御指摘の「社会の分断を招く可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないため、「可能性」の有無について一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、復興再生利用の法令上の定義については、二の1及び2について述べたとおりであるところ、御指摘のような「復興再生利用」という用語の使用によつて、異論や懸念を示す者に対し復興に反対する「風評加害」とのレッテルを貼る意図はない。

五の3について

お尋ねの「国際原子力機関IAEAの報告書では「再生利用」と「最終処分」は明確に区別すべき」とされているの具体的に意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、二の3について述べたとおり、我が国の法令上、復興再生利用と最終処分はそれぞれに定義されているものである。なお、国際原子力機関が令和六年九月に公表した「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関(IAEA)専門家会合」の「最終報告書」において、「再生利用及び最終処分に関する取組や活動がIAEAの安全基準に合致している(仮訳)」とされているところである。

六の1について

御指摘の「ガイドライン」は令和七年三月に環境省が策定した「復興再生利用に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))と、また、御指摘の「省令案等」は改正省令等と理解した上で、ガイドラインは復興再生利用の基準に係る解説や復興再生利用の実施に当たつての留意事項等を取りまとめたものであり、「強制力を

もって」、同省を含め、「復興再生利用の実施者」を取り締まるものではない。

六の2について

ガイドラインにおいては、「復興再生利用で用いる再生資材化した除去土壌の放射能濃度は、「八千ベクレル毎キログラム以下」であり、電離則等による放射線障害防止措置の適用外の放射能濃度（一万ベクレル毎キログラム以下）となる。このため、施工や万一の災害時等の復旧に当たり、特別な防護措置を要することなく、通常の作業の範囲内で対応できる。（中略）電離則等による放射線障害防止措置の適用は受けないが、除染実施者は・・・防護の最適化の観点から、作業者の更なる追加被ばく線量の低減について検討を行う。（中略）除染実施者は作業者に対して、施工中の空間線量率の測定により作業環境における放射線量を把握することや、作業者の代表者が個人線量計を携帯することにより、作業者の追加被ばく線量を把握することが可能であることを説明することも考えられる。・・・除染実施者は、復興再生利用実施前（施工前にバックグラウンド値の把握のための空間線量率の測定を行い、施工時における放射線量の測定結果等を踏まえて作業者の追加被ばく線量を予測し、作業者の追加被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となることを確認する）等としていところである。その上で、お尋ねについては、復興再生利用に係る業務が、東日本震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染電離則」という。）第二条第八項に規定する特定線量下業務と

して、「除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率・・・が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務その他の労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務以外の業務」に該当する場合は、当該業務に従事する者の被ばく線量が管理されることとなること、当該者が除染等業務（除染電離則第二条第七項に規定する除染等業務をいう。以下同じ。）又は放射線業務（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第二条第三項に規定する放射線業務をいう。以下同じ。）にも従事する場合に、除染電離則第二十九条第一項又は第三項の規定に基づき、除染等業務又は放射線業務に従事する際に受けた線量を特定線量下業務により受ける線量とみなした上で、除染電離則第二十五条の二に定める被ばく線量の限度を超えないように、被ばく線量が管理されることとなる。

令和七年八月一日提出
質問 第一 五号

皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問主意書

提出者 たがや 亮

皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問主意書

本年六月十七日に私が提出した「皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問主意書」に対し、同月二十七日に石破茂内閣が閣議決定した政府の答弁書では、令和三年十二月二十二日に取りまとめられた「天皇の退位等に関する皇

室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議の報告について、「政府としては、有識者会議の報告を尊重している」との見解が何度も示されていた。

概して、内閣総理大臣が特定の問題について諮問して検討を求める有識者会議については、提出された報告についてこれを尊重し政府の方針の基本的な土台とされることが通例のようである。

一方で、皇位継承の安定については、既に一九九〇年代から懸念されそのあり方について検討が始まっていたとされ、皇族数が減少傾向となり特に女子皇族の数が圧倒的多数になってきた上、社会的な少子化をも反映して皇位継承者が極端に減少する事態について、小泉純一郎氏が総理大臣の時に諮問した皇室典範に関する有識者会議は、平成十七年十一月二十四日に報告書を取りまとめた。

そこでは「基本的な視点として、「象徴天皇にふさわしい継承制度の在り方につき、①国民の理解と支持を得られるものであること、②伝統を踏まえたものであること、③制度として安定したものであること」を挙げている。

そして、「安定的で望ましい皇位継承のための方策」として、「1 皇位継承資格 ○女子・女系への拡大は、社会の変化の中で象徴天皇制を安定的に維持する上で、大きな意義 ○女性天皇・女性皇族の配偶者確保には、適切な環境整備が必要

要」2 皇位継承順位 ○「長子優先」又は「兄弟姉妹間男子優先」が適当 ○その中では、幼少の頃から、将来の天皇として国民が期待を込めて成長を見守ることができるような安定性という意味で、出生順に順位が決まる長子優先が適当」3 皇族の範囲 ○継承資格の拡大に伴い、女子が婚

姻後も皇族にとどまることが必要 ○皇位継承資格者の存在を安定的に確保するため、世数限定とせず、永世皇族制を前提とし、皇籍離脱制度の弾力的運用により規模を調整することが適当」とされている。

本年五月十五日付で読売新聞が発表した「皇統の存続を最優先に 憲法の「世襲」大原則」と題した読売新聞社提言の一連の内容は、基本的に前記平成十七年十一月二十四日の有識者会議報告とほぼ一致するもので、既に二十年経った報告がいまだ議論の基本的課題を提起したものであることを伺わせる。そして、一連の報道の後、五月十九日付読売新聞紙面で羽田田信吾元宮内庁長官は、「問題の本質はもはや「男系か女系か」ではなく、「天皇制をいかに存続させるか」にある」「男系で皇統をつないできた歴史は大切だ」という議論がある。江戸時代までの天皇の半数近くが側室との間の「非嫡出」だったという歴史もまたある。現在の皇室典範は側室を否定し、皇統を皇后との間の「嫡出」に限定した。少子化の流れを直視すれば、構造的な欠陥を認めざるを得ない状況」と述べ、現在の男系男子継承の在り方の限界を指摘し女性、女系天皇容認の検討へ進まざるを得ない現状を示唆している。その上で、「男系か女系かで二分される論点も民意にそって集約されるのが自然だ」としている。以上を踏まえて、質問する。

一 現在の政府の立場は、皇位継承問題について令和三年十二月二十二日に取りまとめられた有識者会議の報告は尊重するが、平成十七年十一月二十四日に取りまとめられた有識者会議の報告は尊重しないというものなのか。後者については、引き続き内閣官房のホームページに必要が掲載されているが、これは今後とも皇位継承

の安定に関する方策を検討するための指針の一つとしていくという意味においてのことなのか、別の目的があつてのことなのか。

二 前記の羽毛田信吾元宮内庁長官が述べた「現在の皇室典範は側室を否定し、皇統を皇后との間の「嫡出」に限定した。少子化の流れを直視すれば、構造的な欠陥を認めざるを得ない状況」という認識に対して、首相はどのように受け止めるか。「構造的な欠陥」とは何で、そうであるならそれをどう改めることが有効だと考えるのか。

三 本年五月十五日付読売新聞の提言では「女性天皇、女系天皇の容認」を皇統の存続を最優先に考えていく際に検討すべき課題として提起しているが、これは平成十七年十一月二十四日に取りまとめられた有識者会議報告にある皇位継承資格を「女子・女系への拡大は、社会の変化の中で象徴天皇制を安定的に維持する上で大きな意義」とされた結論と重なるものであり、今日の課題で在り続けていると考える。皇位継承の安定に向けて女性天皇、女系天皇の容認を検討の俎上から排除するのは適切ではないと思われるが、政府はどう考えるか。

内閣衆質二一八第一五号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員たがや亮君提出皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員たがや亮君提出皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

お尋ねについては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、平成十七年十一月二十四日の「皇室典範に関する有識者会議報告書」も踏まえつつ、皇位の継承についても議論がなされた上で、皇位の継承については「皇位の継承という国家の基本に関わる事柄については、制度的な安定性が極めて重要であります。また、今に至る皇位継承の歴史を振り返るとき、次世代の皇位継承者がいらつしやる中でその仕組みに大きな変更を加えることには、十分慎重でなければなりません。現行制度の下で歩まれてきたそれぞれの皇族方のこれまでの人生も重く受け止めなければなりません。会議としては、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらつしやることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないということとで一致しました」とする報告が令和三年十二月二十二日に取りまとめられており、政府としては、同報告を尊重することとして、令和四年一月十二日に国会に報告を行ったものであり、御指摘の「概要は、令和三年三月二十三日に開催された第一回有識者会議において配布された資料として内閣官房のホームページに掲載されているものである。」

二について

お尋ねは、個人の意見についての記事に関するものであり、政府としてお答えする立場になりません。

令和七年八月一日提出
質問 第一一六号

政権に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

一 政権に関する質問主意書

二〇二五年七月三十日の産経新聞の報道によれば、石破茂首相は同月二十九日の自民党役員会において、日米関税合意について、「私とトランプ大統領の間で確実に実施していく必要がある」と発言されているので、本件について以下、質問する。

1 石破茂首相は二〇二五年七月九日、参議院選挙の街頭演説中、日米関税交渉について、「国益を懸けた戦いだ。なめられてたまるか」などという言葉を述べているが、この発言は今でも適切だったと思っているか、伺いたい。

2 石破茂首相から「なめられてたまるか」と直接トランプ大統領に伝える意向はあるか併せて伺いたい。

3 「なめられてたまるか」という発言を見ると、トランプ大統領と石破茂首相の関係は必ずしも良好であるとは思えないが、トランプ大統領と石破茂首相の間で実施しなければならぬ必要性はどういう理由であるのか、見解を伺いたい。

4 他の首相や内閣では何かできない合理的な理由があれば、伺いたい。

5 トランプ大統領と日本への相互関税を十五％とすることで合意したが、本件をどのように受け止めているか、石破内閣の所見を伺いたい。

二 二〇二五年六月二十七日に石破茂首相は読売新聞のインタビューにおいて、参院選の勝敗ラインを巡り、「非改選と合わせて過半数は必達目標だ」と述べ、与党の改選議席であつた計六十六議席から十六議席減らした五十議席を獲得することを必達目標と掲げていたが、それを行

う四十七議席の獲得にとどまり、参議院の過半数の百二十五議席を割り込んだが、本件について以下、質問する。

1 必達目標を下回る四十七議席の獲得で、参議院の過半数の百二十五議席を割り込んだことについて、石破内閣はどのように受け止めているのか、見解を伺いたい。

2 朝日新聞が七月二十六、二十七日両日に実施した世論調査においても、参院選の自民大敗の要因に関して「自民全体に問題がある」が八十一％で、「首相個人に問題がある」は十％であつた。また、報道によれば、参議院選挙において参議院の過半数を割り込んだ結果は、石破茂首相や執行部だけの責任ではなく、政治と金の問題を巡る安倍派の責任が大きいという意見があるが、政権与党が参議院における議席を大きく減らした要因に関しては、どのように捉えているか見解を伺いたい。

3 朝日新聞が七月二十六、二十七日両日に実施した世論調査において首相が辞めるべきか尋ねたところ、「必要はない」が四十七％で「辞めるべきだ」が四十一％となっており、報道各社の世論調査においても首相の辞任に関する意見が拮抗しているが、こうした世論をどのように受け止めているのか、見解を伺いたい。

4 石破茂首相を巡って、首相官邸前で二〇二五年七月二十五日、デモ「#石破辞めるな」が

行われ、主催者の発表では約千二百人が集まり、石破茂首相を激励するプラカードを持参した人々がデモに参加し、参加者らは「石破は頑張り」「石破は辞めるな」と声を張り上げ、首相の続投を訴えたが、本件をどのように捉えているか、見解を伺いたい。

5 二〇二五年七月二十八日に開催された自由民主党両院議員懇談会などでは、石破茂首相に対する「けじめ」や「責任」などを求める声が多数上がったと報じられている。自由民主党の茂木敏充前幹事長は「衆議院選挙、東京都議会議員選挙、参議院選挙と三連敗で、スリーアウトチェンジ」と述べ、その上で「けじめをつけることと再生への道はイコールだ。リーダーも含めて主要なメンバーを決め、やり直していく姿が再生のために必要だ。このまま行つて自民党が浮上することはない」と述べ、石破茂首相の辞任を含め党執行部の刷新が必要だと強調した。また、自由民主党の中曽根康隆青年局長も「結果責任は誰かが取らなければならない。組織のトップ、執行部がけじめをつけるのは大事だ。速やかに」自身の決断によつてけじめをつけていただきたい。いつけじめをつけるか、早く示していただきたい。」と述べたと報じられているが、石破内閣は「けじめ」や「責任」の取り方をどのように考えているのか、見解を伺いたい。

6 必達目標を下回る四十七議席の獲得で、参議院の過半数の百二十五議席を割り込んだことに対する責任を取つて、石破茂首相が総理の職を辞任する考えはないか、見解を伺いたい。

7 石破茂首相は、二〇〇七年に自由民主党が

参議院選挙で大敗した際に、安倍晋三首相（当時）に対して「責任を取るべき人が取らないのは組織ではない。」「参院選で「あんたとの約束は解消だ」と国民は言っている。」「私だったら即座に辞めて、落ちた人のところに謝つて回る。でも総理は落ちた人の気持ちが分からない。」「選挙で負けたにも関わらず、続投するのは理屈が通らない。」「総理は自分で辞めると言わない以上、誰も辞めさせられない。首相が退陣せねば、自民党が終わつてしまふという気持ちは変わらないが、終わらないようにしないとけない。」と発言したと報じられており、安倍首相は辞任すべきという考えを示していた。また民主党が敗北した二〇一〇年の参議院選挙後に国会で石破茂首相は菅直人首相（当時）に対して、「選挙をなめないでください。主権者たる国民の選択なんです。」と追及していたが、首相を統投する場合には、過去の発言との整合性をどのように考えるか所見を伺いたい。また当時の発言は今でも正しかったと考えているのか、見解を伺いたい。

3 自由民主党、公明党の連立政権が衆議院・参議院の両院で過半数を割つたことを受け、野党を含めた連立に関する報道がなされる現状を踏まえて、以下、質問する。

1 立憲民主党の野田佳彦代表は、石破政権との連立構想に関し「大連立はあり得ない」と語つた。今回の参院選で自民、公明両党が国民の信認が得られなかったのは明らかだと強調し、内閣不信任案の提出について「当然、視野に入ってくる」と述べた。

一方で、日本維新の会の岩谷良平幹事長は

自民党、公明党との連立について問われ、「我が党が掲げる重要政策が実際にできるのであれば、真摯に向き合つていかなければいけない」と語つたと報じられているが、日本維新の会との連立政権を樹立する考えはあるか、所見を伺いたい。

2 災害発生時などに首都圏機能を代替し、東京に次ぐ経済力を持った都市圏をつくる副首都構想については、日本維新の会の創設者である橋下徹元大阪市長が二〇二五年七月二十一日、「日本維新の会は自公と連立を組んでほしい。」「維新には連立入りしたうえで、副首都構想を実現してほしい。」「府知事をやりながら総務大臣を兼任するのはルール上、可能なんです。吉村さんもあと二年で政界からの引退を考えているはず。ぜひ、連立入りして副首都構想を実現してほしい。」と主張したと報じられており、日本維新の会の副代表である横山英幸大阪市長も同月二十五日、「大きな願いがかなうなら、あらゆる選択肢をとるべきという意見は出てしかるべきだ」と述べたと報じられているが、石破政権は副首都構想についてどのように捉え、その実現性をどのように考えているのか、所見を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第一六号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員中谷一馬君提出政権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出政権に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

御指摘の「発言」については、政治家個人としての発言であり、これに関するお尋ねについて、政府としてお答えする立場にない。

一の3及び4について

お尋ねについては、米国の関税措置に関する日米協議においては、令和七年二月及び六月の日米首脳会談並びに一連の日米首脳電話会談における石破内閣総理大臣とトランプ米国大統領との間のやり取り並びに担当閣僚間の議論を積み重ねた上で、最終的には、同年七月二十二日（現地時間）の赤澤経済再生担当大臣とトランプ米国大統領とのやり取りも踏まえ、合意に至つたものであり、政府としては、引き続き、こうしたやり取りや議論の積み重ねも踏まえ、日米間で同合意の実施に努めていく考えである。

一の5について

お尋ねについては、令和七年七月二十三日の記者会見において、石破内閣総理大臣が「守るべきものは守つた上で、日米両国の国益に一致する形での合意を目指してまいりました。今回、トランプ大統領との間で、正にそのような合意が実現するという事になったものと考えております。」と述べたとおりである。

二の1及び2について

今般の参議院議員通常選挙の結果やその要因について、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二の3について

個別の民間事業者が行つた御指摘の「世論調

査」に関して、お答えすることは差し控えた
い。

二の4について

御指摘の「デモ」について、その詳細を把握し
ていないが、御指摘の「首相の統投」について
は、令和七年八月四日の衆議院予算委員会にお
いて、石破内閣総理大臣が「日米合意というも
のは、私どもの政権においてずっとアメリカと
交渉を続けてきたものでございます。そして、
合意をすることも大変でしたが、これからこれ
をどう実行に移していくか、四千三百十八もあ
る、そういうような品目の取扱いがなされてい
る事業者さんが、本当にこのことによって不当
な不利益を受けないかということまではきちん
と見ていかねばならないと思っております。
す。・・・そういうようなことの解が早く見出
せるように、私どもの政権として、皆様方のい
ろいろなお知恵もいただきながら、御協力もい
ただきながら、国難という言い方をあえてする
ならば、その突破というものが一日も早かるべ
く私どもとして努力をしていきたい」と答弁し
ているところである。

二の5について

個別の報道等の内容を前提とするお尋ねであ
り、政府としてお答えすることは差し控えた
い。

二の6について

お尋ねについては、令和七年八月四日の衆議
院予算委員会において、石破内閣総理大臣が
「日米合意というものは、私どもの政権におい
てずっとアメリカと交渉を続けてきたものでご
ざいます。そして、合意をすることも大変でし
たが、これからこれをどう実行に移していく
か、四千三百十八もある、そういうような品目
の取扱いがなされている事業者さんが、本当に

このことによつて不当な不利益を受けないかと
いうことまではきちんと見ていかねばならない
と思っております。・・・そういうようなこと
の解が早く見出せるように、私どもの政権とし
て、皆様方のいろいろなお知恵もいただきなが
ら、御協力もいただきながら、国難という言い
方をあえてするならば、その突破というものが
一日も早かるべく私どもとして努力をしていき
たい」と答弁しているところである。

二の7について

お尋ねについては、個別の報道の内容を前提
とするものであり、また、政治家個人としての
発言に関するものであるから、政府としてお答
えする立場にない。

三の1について

個別の報道の内容を前提とするお尋ねであ
り、政府としてお答えすることは差し控えた
い。

三の2について

お尋ねの「副首都構想」について詳細を把握し
ているわけではないが、令和七年八月五日の記
者会見において、林内閣官房長官が「お尋ねの
「副首都構想」については、・・・政府として
は、過度な東京一極集中は、地方における地域
社会の担い手不足とともに、災害リスクなどの
点から大きな問題でありまして、その是正は、
我が国全体にとつて喫緊の課題と認識をしてお
ります。本年六月に閣議決定いたしました「地
方創生二・〇基本構想」におきまして、「国全体
の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に
向けた人や企業の地方分散を図る」とされてお
りまして、政府として取組を進めてまいりたい
と考えております。」と述べたとおりである。

令和七年八月一日提出
質問 第一七号

参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政
策に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済
政策に関する質問主意書

物価高が続く中、国民生活は苦しさを増してい
ることから、家計を直接的に支援する施策が強く
求められている。

最近の世論調査においても、例えば産経新聞だ
と、消費税に關し、「今の税率を維持すべきだ」は
二十三・〇％にとどまり、七割以上が減税や廃止
を求める一方、現金給付に關しては「給付を実施
しない方がよい」が五十六・〇％であった。ま
た、毎日新聞だと、物価高対策として重視する政
策として、「現金給付」十六％、「消費減税」四十
九％というように、「給付金の実施」よりも「消費
税の減税」等を望む声が多数を占めている。直近
で執行された第二十七回参議院議員通常選挙の結
果、「消費税の減税」等を訴えた野党が参議院でも
過半数を占めることとなった。こうした民意を受
け、石破内閣が今後どのような経済政策を実施す
るのか、以下質問する。

一 食料品に対する消費税率ゼロ％の導入を含
め、消費税の減税を実施する考えはあるか。仮
に現時点で予定がないのであれば、その理由を
明らかにされたい。

二 自民党が参議院選挙において公約とした「現
金給付」の具体的な実施時期、対象範囲、支給
額および財源について、現時点での政府の方針
を示されたい。

三 自民党の森山幹事長が参議院選挙期間中に実

施を明言し、七月三十日、与野党で合意に至つ
たガソリン税の暫定税率の廃止について、「今
年中のできるだけ早い時期に実施する」という
約束は、政府としていつまでに実施する方針
か。具体的な工程と時期を明示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一八第一七号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員中谷一馬君提出参議院選挙結果を踏
まえた石破内閣の経済政策に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出参議院選挙結果
を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質
問に対する答弁書

一について

消費税については、急速な高齢化を背景に社
会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広
く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代
が広く公平に分ち合うという観点から、社会
保障の財源として位置付けられており、お尋ね
の「食料品に対する消費税率ゼロ％」の導入も含
め、消費税率を引き下げることは考えていな
い。

二について

お尋ねの「自民党が参議院選挙において公約
とした「現金給付」に係る政府の対応について
は、令和七年七月二十二日の記者会見におい
て、林内閣官房長官が「給付金を含めた物価高
対策につきましては、石破総理は自民党総裁と

して、足元の物価高対策については、成長への投資を加速し、賃上げを進めていくことが基本であるが、物価上昇を上回る賃上げが実現できるまでの間の対応については、今回の選挙戦での議論を踏まえ、財政に対する責任も考えながら、党派を超えた協議を呼びかけ、結論を得たいと考えている、そうした旨、述べられているものと承知しております。政府といたしましては、こうした点も踏まえ、検討を進めていくものと考えております。」と述べたとおりである。

三について

お尋ねの「与野党で合意に至ったガソリン税の暫定税率の廃止について、「今年中のできるだけ早い時期に実施する」という約束」については、政党内でなされたものであり、その「具体的な工程」や「時期」等は、今後、政党内で協議が進められるものと承知している。政府としては、政党内での議論の結果を踏まえた上で、適切に対応していく。

令和七年八月一日提出
質問 第一八号

外国勢力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

外国勢力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する質問主意書

政府はこれまでも、我が国の選挙の自由・公正を確保する観点から、選挙に関する不当な影響を排除するための取組を行ってきたものと承知している。

しかし、令和七年七月に実施された第二十七回参議院議員通常選挙においては、SNS上を中心に、外国勢力による情報操作、世論誘導、偽情報の拡散など、いわゆる選挙介入が行われたとの疑念や指摘が専門家や報道機関からなされている。米国などの諸外国では、SNS等を通じた外国勢力によるいわゆる選挙介入が深刻な民主主義への脅威と受け止められ、情報機関による調査や報告、プラットフォーム規制、対抗措置などの法整備が進んでいる。

我が国の民主主義を守るためにも、政府は実態解明と法的・制度的対応を急ぐべきと考えることから、以下質問する。

一 当該選挙に関連して、外国勢力によるSNS等を通じたいわゆる選挙介入の実態を、政府として調査し、その結果を公表する考えはあるか。

二 平将明デジタル大臣は同月二十二日の閣議後の記者会見で、外国勢力による選挙介入について「ネットの発達や、生成AIの発達によって、そういう素地が出来上がってきた」「しっかりと対策をしていかなければいけない」「政府の体制もまだまだ十分ではないと思いますし、もしかしたら新しい法律が必要かもしれません」ので、外国の事例などをしっかりと学んで、論点整理などをする必要がある」と語っている。

1 この発言を受けて、政府内で何らかの協議や対策検討を行った事実があるか。あるとすればその内容の詳細を示されたい。

2 政府として、今後外国勢力による選挙介入に対してどのような対策をするべきであると考えているか、見解を伺いたい。

三 SNS等を通じた選挙介入に限らず、選挙の

自由と公正を守るために、外国勢力による干渉から我が国の選挙を防衛していくことが重要である。政府としての基本的な方針と今後の見通しを示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一八第一八号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員中谷一馬君提出外国勢力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出外国勢力によるSNS等を通じた選挙への介入に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの「調査」を行うかについては、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。そのため、これを前提とする「その結果を公表する考えはあるか」とのお尋ねについて、お答えすることは困難である。

二及び三について

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、正しい判断材料が提供された上で、有権者の自由な意思による公正な選挙が確保されることが重要であると考えているところ、我が国の選挙の公正を害するような情報については、その情報

あるかを問わず、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百三十五条第一項及び第二項の虚偽事項の公表罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十条第一項の名譽毀損罪等の罰則の適用や、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第八号に規定する侵害情報送信防止措置の迅速化など、可能な限りの対策を講じているところである。

また、令和七年七月十六日の記者会見において、青木内閣官房副長官が「一般論として申し上げると、国際的には他国の世論、意思決定に影響を及ぼし、自身にとって好ましい情報環境を醸成するため、さまざまな形で偽情報の拡散を含む影響工作を展開している例があるものと承知いたしております。政府としては、わが国もこのような影響工作の対象になっているとの認識の下、国家安全保障戦略において、偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化することとしており、外国からの偽情報等の収集、集約、分析や偽情報等に対する対外発信等について、一体的に推進しているところと述べているとおり、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）を踏まえ、必要に応じて関係省庁が連携して協議や検討を行い、情報の収集及び分析並びに対外発信に係る能力の強化等に取り組んできたところである。

政府としては、こうした取組を更に充実させていくことが重要であると認識している。

令和七年八月一日提出
質問 第一一九号

政見放送の情報アクセシビリティに関する質問主意書

提出者 鈴木 敦

政見放送の情報アクセシビリティに関する質問主意書

我が国において、国政選挙及び都道府県知事選挙に際して行われる政見放送（以下「政見放送」という。）は、公職選挙法に基づき日本放送協会及び民間放送事業者のテレビ・ラジオを通じて無料で放送される仕組みとなっている。

また、我が国は障害者権利条約を批准しており、同条約は障害を有する全ての人々の社会参加や情報へのアクセス権を保障している。加えて、障害者基本法や障害者差別解消法においても、公的な情報の提供に際し、障害当事者が情報にアクセス出来る適切な配慮を行う必要性が示されている。

しかし現行制度下における政見放送は、手話通訳や字幕の付与は義務化されていない。また、付与が可能であっても政党あるいは候補者の任意に留まっており、これを行わない政党や候補者により、特に聴覚に障害のある有権者に対しての情報提供が十分でないとの指摘がある。

加えて近年では政党や候補者がYouTube等の動画共有プラットフォームやSNSで動画を公開することが増えているが、多くの動画共有プラットフォームで用いられている音声認識AIによる自動字幕機能は必ずしも正確ではなく、候補者が意図する内容を有権者に伝えるには不十分と考えられる。そのため、政見放送自体に手話通訳

や字幕が付されていないければ、聴覚障害者は候補者の主張を十分に知ることができず、選挙権の行使に支障を来すおそれがある。

選挙権は条件を満たす全ての日本国民の権利であり、身体的特徴によってその行使に影響が出ることは最小限に留めなければならないと考える。以上を踏まえ、以下質問する。

一 政見放送及び経歴放送への手話通訳や字幕付与の導入状況等について

1 スタジオ録画形式においては参議院比例代表選挙でのみ政見放送への字幕を付すことが出来るが、同形式を採る衆議院比例代表選挙や都道府県知事選挙、並びに一部の候補者における参議院選挙区選挙において、字幕放送が付与できない理由を明らかにされたい。

2 衆議院小選挙区選挙ならびに参議院選挙区選挙での持ち込みビデオにおいて、手話通訳や字幕を付していない政党・候補者が存在する事に対し、聴覚障害者への情報保障観点での政府の評価について示されたい。

3 衆議院比例代表選挙や都道府県知事選挙等の政見放送及び経歴放送において、参議院比例代表選挙と同等もしくはそれ以上の水準で手話通訳や字幕放送を導入する制度整備の意向があれば示されたい。

4 衆議院小選挙区選挙での持ち込みビデオにおいて、手話通訳や字幕放送を導入する制度整備の意向があれば示されたい。

二 公共放送を担う日本放送協会で放送される経歴放送では手話通訳及び字幕放送が行われていないが、今後どのような働きかけが必要か、政府の見解を示されたい。

三 政見放送の手話通訳や字幕付与の実施状況と

障害者権利条約及び障害者差別解消法との整合性に疑問が残る。

1 障害者権利条約は「手話はろう者にとっての言語である」と明示しており、障害者差別解消法でも公的情報の提供における合理的配慮を行う義務を定めている。政見放送における手話通訳や字幕の付与の現状が、同条約と同法律の趣旨を満たしていると考えるか、見解を示されたい。また、手話通訳や字幕放送の義務化についての見解を示されたい。

2 ろう者の中には字幕の読解が困難な方もおり、手話通訳がなければ十分な意思疎通を図れない場合がある。こうした事情に対し、政府としてはどの様に対応策を講じているか示されたい。また、現状の対応策が十全でない場合、今後の計画について示されたい。

四 YouTube等の動画共有プラットフォームで政党や候補者が公開している動画を以て政見放送の不足を補う考えに対し、諸ウェブサイトでの自動字幕機能の精度が公的情報の補完手段として適切な水準にあるか、政府の評価を示されたい。

五 政見放送の手話通訳や字幕付与を行き渡らせるには、公費負担及び制作支援が必要になると考える。

1 政見放送や経歴放送に関わる費用は公費で賄われているが、手話通訳や字幕を付する際の追加費用について、政府や地方自治体が適切に支援・補助する制度の整備状況を示されたい。

2 政見放送における手話通訳者や字幕制作スタッフの確保、並びに放送局の体制整備等について、政府が公的に支援する計画があれば

示されたい。また、計画がない場合は今後の方針を示されたい。

3 衆議院比例代表選挙や都道府県知事選挙等のスタジオ録画を行う政見放送に関しては、日本放送協会の他、民間放送事業者による放送も行われている。特に都道府県知事選挙では、独立放送局を含む地方局が収録・放送を担う事例もあり、手話通訳や字幕を付する資金が十分でない事例が指摘されている。更なる公的支援の必要性について、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一八第一九号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木敦君提出政見放送の情報アクセシビリティに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木敦君提出政見放送の情報アクセシビリティに関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、令和七年三月二十五日の参議院政治改革に関する特別委員会において、政府参考人が「NHKによりまずと、全国のほとんどの放送局では字幕付与に対応できる専門的なノウハウと技術を持った人材や会社が地域にないのが実態で、加えて、字幕を付与するための機材の整備などの課題もあるとのことであり、現状としては限られた期間に全ての選挙区

で対応することは困難な状況であるとのこと
で、事情は変わっていないというふうに聞いて
ございます。」と答弁しているのとおりである。

一の2について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下
「法」という。)第百五十条第一項の規定により、
候補者届出政党又は公職の候補者が録音し又は
録画した政見をそのまま放送する場合において
は、政見放送に手話通訳や字幕を付することが
可能であるが、手話通訳や字幕を付するかどうか
は、各候補者届出政党又は公職の候補者によ
り判断されているものと考えている。

一の3について

お尋ねの「参議院比例代表選挙と同等もしくは
それ以上の水準」及び「導入する制度整備」の
意味するところが必ずしも明らかではないが、
衆議院比例代表選出議員の選挙及び都道府県知
事の選挙の政見放送において手話通訳を付する
ことは可能であり、また、字幕を付することに
ついては、一の1についてお答えした理由によ
り、現時点では困難であると考えている。

都道府県知事の選挙の経歴放送(法第百五十
一条の経歴放送をいう。以下同じ。)において手
話通訳や字幕を付することについては、手話通
訳や字幕を付することに関する要望の有無や日
本放送協会(以下「協会」という。)及び基幹放送
事業者(法第百五十条第一項に規定する基幹放
送事業者をいう。以下同じ。)の実務上の課題等
現状の把握に努めてまいりたい。

一の4について

お尋ねの「導入する制度整備」の意味するところ
が必ずしも明らかではないが、一の2について
お答えしたとおり、手話通訳や字幕を付する
ことが可能である。

二について

経歴放送において手話通訳や字幕を付するこ
とについては、手話通訳や字幕を付することに
関する要望の有無や協会の実務上の課題等現状
の把握に努めてまいりたい。

三の1について

お尋ねの「政見放送における手話通訳や字幕
の付与の現状が、同条約と同法律の趣旨を満た
している」の意味するところが必ずしも明らか
ではないが、障害を理由とする差別の解消の推
進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)
の趣旨も踏まえ、聴覚障害者等に配慮し、手話
通訳士の確保状況や協会及び基幹放送事業者の
体制等、環境が整った選挙から順次政見放送に
おいて手話通訳や字幕を付することを可能とし
ており、政見放送が実施されている選挙におい
ては、手話通訳又は字幕のどちらか一方は付す
ることが可能となっている。

また、政府としては、障害者に対する公職の
候補者等に関する情報提供の充実を図ることは
重要な課題であると認識しているが、政見放送
において手話通訳や字幕を付することを義務付
けることについては、選挙運動の在り方に関わ
る問題であることから、各党各会派において御
議論いただくべき事柄と考えている。

三の2について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかで
はないが、手話通訳については、政見放送が実
施されている全ての選挙において付することが
可能となっており、お尋ねのように「現状の対
応策が十全でない」とは考えていない。

四について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかで
はないが、政府としては、御指摘の「動画共有

プラットフォームで政党や候補者が公開してい
る動画を以て政見放送の不足を補う」という考
えを有していないため、お尋ねの「自動字幕機
能の精度が公的情報の補完手段として適切な水
準にあるか」について評価することは困難であ
る。

五の1について

協会又は基幹放送事業者が行う政見放送及び
経歴放送に係る経費の支払基準については、国
會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
(昭和二十五年法律第七十九号)第十一条の規
定により、総務大臣が定めることとされている
ところ、総務省において、手話通訳や字幕を付
した場合における経費についても、それぞれ算
定しており、協会又は基幹放送事業者に周知の
上、衆議院比例代表選出議員の選挙及び参議院
比例代表選出議員の選挙については同基準によ
り同省が協会又は基幹放送事業者に支払ってお
り、これら以外の選挙についても同基準により
支払うことを各都道府県選挙管理委員会に要請
している。

五の2について

お尋ねの「政府が公的に支援する計画」の意味
するところが必ずしも明らかではないが、総務
省において、政見放送における手話が可能な手
話通訳士を十分に確保するため、平成二十九
年から研修会を開催しており、引き続き必要な
研修を実施してまいりたい。

五の3について

協会又は基幹放送事業者が行う政見放送及び
経歴放送に係る経費の支払基準については、物
価変動等を踏まえて改定しており、今後も同様
に改定していくこととしている。

令和七年八月一日提出
質問 第二一〇号

日米、核使用シナリオ報道に関する質問主意
書

提出者 山川 仁

日米、核使用シナリオ報道に関する質問主
意書

一 二〇二五年七月二十七日の沖縄地元二紙によ
ると、日米両政府の外務・防衛当局間で、日米
共同統合演習(キーン・エッジ)において、有事
を想定した「米軍の核兵器使用」のシナリオを議
論していたと報道された。この点に関し、以下
の事項について質問する。

1 「米軍の核兵器使用」をシナリオに組み込む
ように、誰が指示をだしたのか。

2 報道によれば、政府間の調整の手順を定め、
日本側の意見を伝えることができる規定がある
ことが明らかとなっている。その手順と規定を
明らかにされたい。

3 今回の「キーン・エッジ」のような、アメリ
カとの交渉などの際には、事前に、日本政府
の方針について、国会承認を求める必要があ
ると考えるが、政府の見解を伺いたい。

4 「米軍の核兵器使用」のシナリオについての
議論を行っていないのであれば、これらの報
道に対し厳格な対応を求めるべきではない
か。

二 また、外務省「日米政府間の拡大抑止に関す
るガイドライン」(令和六年十二月二十七日)に
関し、以下の事項について質問する。

1 「日米同盟は、一層厳しさを増す戦略的及び
核の脅威に係る環境に直面しています」と表
記されている。

① 「一層厳しさを増す」とは、どのような意味か。また、具体的にどの国を想定しているのか。 ② 「戦略的及び核の脅威に係る環境に直面しています」とは、どのような環境を意味しているのか。また、具体的にどの国を想定しているのか。 ③ 「直面している」ことを国民にどのように周知しているのか。 2 「主に拡大抑止協議を通じて蓄積された議論に基づき、日米両政府は、拡大抑止に関するガイドラインを作成しました」とある。 ① 「拡大抑止協議」とは、どのような協議を、どの関係機関もしくは国と行ってきたのか。 ② アジア諸国と平和への協議を蓄積しガイドラインを作成するべきであるが、行わない理由は何か。 ③ 日米地位協定の改定に向け、総理は、改定に向けた協議を何回、誰が行ったのか。そしてその成果はどうだったのか。 ④ 沖縄県内で起こる、米軍人・軍属の事件事故、戦闘機の騒音が後を絶たない、人権のマナーも順守できず、同盟国として、やられ放題であるが、政府として、いつまでに、事件事故や騒音問題を解決するのか。 3 「同文書はまた、抑止を最大化するための戦略的メッセージングを取り扱うとともに、日本の防衛力によって増進される米国の拡大抑止のための取り組みを強化するものである」とある。 ① 「戦略的メッセージング」とは何か。 ② 「日本の防衛力によって増進される米国	の拡大抑止のための取り組みを強化する」と記載されているが、米国の拡大抑止は、力をもつての抑止を前提としていることから、軍拡化を進めることにつながるのではないか。米国は軍拡化、日本は防衛強化の矛と盾となるとの認識であるのか。 ③ 日本の防衛力強化は、同じ過ちを繰り返すことへの近道に繋がっていると考えるが、どのような認識を持っているのか。 右質問する。 内閣衆質二一八第二〇号 令和七年八月十五日 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 衆議院議員山川仁君提出日米、核使用シナリオ報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員山川仁君提出日米、核使用シナリオ報道に関する質問に対する答弁書 一の1について 御指摘の「日米共同統合演習(キーン・エッジ)」については、令和六年一月に防衛省ホームページに掲載した「令和五年度日米共同統合演習(指揮所演習)の実施について」とおり、「各種事態における日米共同対処及び自衛隊の統合運用について演練・検証し、共同統合運用能力の維持・向上を図る。」ことを目的として、同年二月に防衛省・自衛隊が実施したものであるが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。 一の2並びに二の1の①及び②並びに3の①につ	いて 令和六年十二月に外務省ホームページに掲載した概要のとおり、「日米政府間の拡大抑止に関するガイドライン」は、「拡大抑止に関連する既存の日米同盟における協議及びコミュニケーションに係る手続を強化」し、また、「抑止を最大化するための戦略的メッセージングを取り扱うとともに、日本の防衛力によって増進される米国の拡大抑止のための取組を強化するもの」であるが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。 なお、一般論として申し上げれば、日米の安全保障及び防衛協力は特定の国や地域を念頭に置いたものではない。 一の3について 御指摘の「アメリカとの交渉などの際には、事前に、日本政府の方針について、国会承認を求める必要があると考える」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「日米共同統合演習(キーン・エッジ)」については、一の1について述べたとおり、「各種事態における日米共同対処及び自衛隊の統合運用について演練・検証し、共同統合運用能力の維持・向上を図る。」ことを目的として、防衛省・自衛隊が実施したものであり、同演習は米国の交渉を行うものではないため、このことを前提としたお尋ねについて、お答えすることは困難である。 一の4について 個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しているが、その詳細について逐一明らかにすることは差し控えたい。	二の1の③について お尋ねの「直面している」ことを国民にどのように周知しているのか。」の趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げます。我が国を取り巻く安全保障環境については、例えば、令和七年版外交青書において、「現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本の周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展している。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっており、力による一方的な現状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、国際社会では、一部の国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せるなど、インド太平洋地域を中心にパワーバランスの歴史的な変化と地政学的競争が激化している。」と記載するなど、丁寧に説明してきている。 二の2の①について 平成二十二年から「日米拡大抑止協議」を実施しているところ、同協議では、米国との間で、日米同盟の抑止力を強化する方策について意見交換が行われている。 二の2の②及び3の②について 御指摘の「アジア諸国と平和への協議を蓄積しガイドラインを作成するべき」及びお尋ねの「米国の拡大抑止は、力をもつての抑止を前提としていることから、軍拡化を進めることにながるのではないか。米国は軍拡化、日本は防衛強化の矛と盾となるとの認識であるのか。」の趣旨が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。
---	--	---	---

二の2の③について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)を含むアジアにおける安全保障の在り方については、自由民主党において、現在、幅広い議論が行われており、今後も、引き続き議論が重ねられていくものと承知しているところ、政府としては、同党における議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するとともに、その強靱性及び持続性を高めていくという観点から、これについて検討していく考えである。

二の2の④について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、米軍関係者による事件・事故は本来あってはならず、政府としては、米側に対して、綱紀粛正等を随時働きかけており、その防止に向けて、引き続き、米側とともに取り組んでまいりたい。

また、政府としては、累次の機会に、日米地位協定第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会における平成八年三月二十八日の嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意を遵守し、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう米軍に申入れを行ってきたところであり、米軍による航空機の運用については、同合意に従って行われていると認識している。政府としては、引き続き、米軍に対し、同合意の遵守等を通じて、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう粘り強く働きかけていく考えである。

二の3の③について

お尋ねの「同じ過ちを繰り返すことへの近道に繋がっている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「国家安全保障戦略」(令和四年十二月十六日閣議決定)、「国家防衛戦略」(令和四年十二月十六日閣議決定)及び「防衛力整備計画」(令和四年十二月十六日閣議決定)に基づき防衛力の抜本的強化を着実に進めることで、我が国自身の抑止力及び対処力を強化し、さらに、日米同盟の抑止力及び対処力を強化することで、武力攻撃そのものを抑止していく考えである。

令和七年八月一日提出
質問 第二一 号

外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問主意書
提出者 松原 仁

外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問主意書

産経新聞は、本年七月、日本人を主なターゲットにした交流サイト(SNS)型投資詐欺の詐欺金約五百億円がマネー・ローンダリングされていた事件で、警視庁等の合同捜査本部が逮捕した男が、不正に得た犯罪収益で購入した日本の不動産を中国人らに売却して二億円以上の利益を得ていたことが捜査関係者への取材により判明した旨を報じた。我が国の不動産市場に、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産(以下「犯罪収益等」という。)が流入していることは、極めて憂慮すべき事態であり、早急に適切な措置が講じられ

るべきであると考え。とりわけ、犯罪収益等の不動産市場への流入が不動産価格の高騰を招き、我が国の住宅事情を悪化させている可能性も鑑みる必要があると考える。政府には断固たる措置を求めたい。

現行の不動産取引に係るマネー・ローンダリング対策は、依然として不十分な点が多いと考える。本職が、令和四年三月三十日の衆議院外務委員会において指摘したとおり、東京都渋谷区に、米国及び英国から制裁対象に指定されているロシアの財界人が実質的に所有するとされるビルが存在し、ロシアのラブロフ外務大臣も訪問したと報じられている。しかしながら、当該物件の登記記録からは、所有者として英国領バージン諸島の郵便私書箱を所在地とする法人が登記されていることが確認できるに過ぎない。日本国外において当該英国領バージン諸島籍法人の持分又は株式の全部が移転し、これにより当該ビルの所有権が実質的に移転した場合、我が国当局がその事実を把握する手段は限定されており、我が国の不動産市場を舞台に、巨額のマネー・ローンダリングが行われかねないと考え。

本職は、これまで、「不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集に関する質問主意書」(第二十回国会質問第一八号)を提出し、また、衆議院外務委員会において本問題を取り上げることを通じて、本邦で不動産を取得した外国法人の実質的支配者情報の収集体制の構築を政府に求めてきた。今般、これに加え、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第八条第一項に規定する疑わしい取引の届出義務の履行徹底を図るよう提言する。これは我が国不動産市場におけるマネー・ローンダリング

の防止を強力に推進するよう求めるものである。そこでお尋ねする。

一 令和六年度に、国家公安委員会及び警察庁が、特定事業者の所管行政庁から通知された疑わしい取引の届出件数は何件か。そのうち、届出事業者が宅地建物取引業者である年間の通知件数は何件か。また、宅地建物取引業者を届出事業者とする通知件数は全体の何パーセントを占めるか、それぞれ明らかにされたい。

二 政府は、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出義務の履行が全体として適切に行われていると認識しているか、見解如何。

三 令和三年に公表された、FATF(金融活動作業部会)による第四次対日相互審査報告書は、宅地建物取引業者を含む特定非金融業者及び職業専門家のマネー・ローンダリングのリスクへの理解について、どのように指摘したか、明らかにされたい。

四 宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出義務の履行徹底を図ることは、FATF勧告等に基づく我が国の責務であると考え、政府の見解如何。

五 近年、富裕層向け資産管理サービス(ウェルスマネジメント又はプライベートバンキング)を手がける欧米の金融機関は、顧客からの資金受入れに際し、資金の源泉について詳細に質問し、必要に応じて疎明資料を求めるようになったと承知している。宅地建物取引業者が外国人又は外国法人と取引をする場合、いわゆる反社チェックが機能せずリスク評価が困難な場合が多いことから、政府は、資金の源泉について詳細に質問し、疎明資料を求めるよう指導すべきであると考え、見解如何。

六 公益財団法人不動産流通推進センターが公表した令和五年度の統計によれば、宅地建物取引業者の約七割は資本金一千万円未満の法人であり、銀行等の金融機関と比較して小規模事業者が多数を占める状況にある。このような業界構造の特性を踏まえると、宅地建物取引業者によるマネー・ローンダリング対策の実効性を確保するためには、資金の源泉に関する質問事項を含む具体的な対応マニュアルを政府が作成するとともに、犯罪収益移転防止法上の義務の履行を繰り返し強力に指導していくことが必要と考えるが、見解如何。

内閣衆質二一八第二一号
令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの件数については暦年で把握しており、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「法」という。）第八条第五項及び第六項の規定に基づき国家公安委員会に通知された疑わしい取引の届出又は同条第五項の通知に係る事項の件数は、八十四万九千八百六十一件である。このう

ち、宅地建物取引業者（法第二条第二項第四十二号に掲げる宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）からの届出に係るものは二十五件であり、当該件数の全体に占める割合は約〇・〇〇二九パーセントである。

二について

お尋ねの「全体として」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省としては、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和四年十月三十一日国土交通省策定。以下「ガイドライン」という。）において、「疑わしい取引の届出は、犯収法第八条第一項に定める法律上の義務であり、同法の「特定事業者」に該当する宅地建物取引業者が、同法に則って、届出等の義務を果たすことは当然である。」と示しているところであり、宅地建物取引業者は、ガイドラインを踏まえて、法第八条第一項に規定する疑わしい取引の届出を適切に行っているものと認識している。

三について

三十八の国及び地域並びに二つの国際的な機関が参加するマネー・ローンダリング等に関する金融活動作業部会が令和三年八月に公表した御指摘の「第四次対日相互審査報告書」においては、御指摘の「特定非金融業者及び職業専門家」について、「彼らが晒されているマネロン・テロ資金供与リスクについて低いレベルの理解しか有していない。」（仮訳）とされている。

四について

お尋ねの「我が国の責務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出義務の履行徹底を図ること」は重要であると考

えている。

五について

お尋ねの「いわゆる反社チェックが機能せず」及び「疎明資料」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、宅地建物取引業者によるマネー・ローンダリング対策の実効性の確保を図るためには、宅地建物取引業者が、取引において收受した財産について、犯罪による収益である疑いがあるかどうか等を自ら適切に評価等することが重要であるところ、国土交通省としては、ガイドラインにおいて、顧客等との取引に当たっては、「顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が取引する不動産等、顧客に関する様々な情報を勘案」するよう示す等して、宅地建物取引業者が顧客等の資金源の情報も踏まえて適切に当該評価等を行うよう求めているところであり、引き続き、宅地建物取引業者に対する周知徹底を図ってまいりたい。

六について

お尋ねの「繰り返し強力に指導」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、五について述べたとおり、国土交通省としては、ガイドラインを策定する等して、宅地建物取引業者に対して、取引において收受した財産について、犯罪による収益である疑いがあるかどうか等を自ら適切に評価等するよう求めているところであり、現時点においては、ガイドライン以外のお尋ねの「対応マニュアル」の作成については考えていないが、引き続き、宅地建物取引業者に対する周知徹底を図ってまいりたい。

